幼保連携型認定こども園指導監査調書

材	No. 本調書(別表1-1①~別表3も含む)と併せて 1 前年度の事業報告書 ※社会福祉法人は当年度初日時点の現況報告書(別系 2 当年度の事業計画書 3 定款(細則含む)又は寄附行為、就業規則程 4 事務分掌表 5 直近の献立表		園長名							
	設置主体 (表者職氏名) (
設	置主体		調書作成者 職・氏名							
(代表	者職氏名)	()	193 20 11							
施設	设所在地	(〒 −)	作成年月日		年	三月	日			
		(TEL – –)								
添付書類										
No.	本調書(別表1-1①~別表3も含む)と併せて提出してください 設置主体別添付の要否 公立 私立									
1			:1) も添付すること	0		0				
2	当年度の	事業計画書				0				
3		則含む)又は寄附行為、就業規則、	, 給与規程、経理	里規		0				
4	事務分掌	表			0	0				
5	直近の献	立表			0	0				
6	調理業務の委託又は外部搬入を行っている場合はその契約書 〇 〇									
7			園則、運営規程2	及び	0	0				
8	設置主体 代表者職氏名) (各部屋の面積及び		0	0				

[※] この調書については、特に指定のあるもの以外は、原則として"当該年度"の状況について記載してください。

当日確認書類

No. 設置主体別		設置主体別	準備の要否	実地監査の際に監査会場に御用意ください。				
		私立	なお、必要に応じ、その他の書類の提示を求める場合があります。					
1	施言	殳関係						
	1	0	0	諸規程、各種マニュアル ※事故防止、感染症対策、アレルギー対策等のマニュアルを含む				
	2	\circ	0	各種帳簿				
	3	\circ	0	職員研修関係資料				
	4	\circ	0	災害事故防止対策関係書類				
	5	\circ	\circ	労務関係届出書				
	6		0	給与関係書類 ※千葉県保育士処遇改善事業費補助金実績報告書等				
2	処道	遇関係						
	7	\circ	0	利用者台帳、利用に係る契約書、児童票等				
	8	0	0	全体的な計画・指導計画等				
	9	\circ	0	各種会議録				
	10	\circ	0	日誌等				
	11	\circ	0	給食関係帳簿 ※献立表、検食簿、給食日誌、栄養出納表、給食内容検討表、食品出納簿、発 注・納品書等				
	12	0	0	健康管理関係書類 ※健康診断、生活管理指導表等				
3	会記	十管理	関係					
	13		0	(施設で管理している)各種預金通帳 ※監査日前日(直近)まで記帳されたもの				
	14		0	(施設で管理している)預金残高証明書 ※会計年度末現在のもの				
	15		0	(施設で管理している)現金出納帳、小口現金出納帳				
4	₹0	D他						
	16	0	0	当日対応される方の役職・氏名一覧表				
	17	0	0	その他参考となる書類				

 前回指導監査実施年月日:
 年 月 日

 監査の方法:
 実地 ・ 書面

指摘事項	現在までの改善状況 (未改善の場合はその理由及び今後の改善計画)

(注) 文書指摘及び口頭指摘のあった事項について記入する。

1 根拠法令・通知等の略称について

指導監査調書における根拠法令等の略称の正式名称は以下のとおりです。

調書中の略称	正式名称
県基準条例	千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
児童福祉施設基準条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ※ 県基準条例第14条に基づく準用
認可審査基準	幼保連携型認定こども園設置認可に関する審査基準 (千葉県)
認可要綱	幼保連携型認定こども園設置認可等に関する要綱(千葉県)
設置等事務取扱要領	幼保連携型認定こども園の設置等に関する事務取扱要領(千葉県)
特定教育・保育施設運営基準 (市町村基準条例)	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年4月30日 内閣 府令第39号) (子ども・子育て支援法第34条第2項に基づき同基準に従い定める市町村条例)
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律
育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
高年齢者雇用安定法	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
パートタイム労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日 内閣府ほか告示第1号) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説(平成30年3月 内閣府ほか)
消防庁告示第9号	幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説(平成30年3月 内閣府ほか) 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法 並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(平成16年5月31日 消防庁告示第9号)
事故防止等ガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】〜施設・事業者向け〜 (平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)(平成30年3月 厚生労働省)
業務継続ガイドライン	児童福祉施設における業務継続ガイドライン(令和4年3月31日 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)
虐待防止ガイドライン	保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(令和5年5月 こども家庭庁)
社援第1352号通知	「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日 社援第1352号ほか通 知)

調書中の略称	正式名称
児保第14号通知	「保育所登所に係るバス等の有償運送の取扱について」(平成9年6月27日 児保第14号通知)
府子本第571号通知	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日 府子本第571号ほ か通知)
子第591号通知	「「認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の公布について」(平成28年7月7日 子第591号通知)
府子本第448号通知	「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」(平成28年1月18日 府子本第448号ほか通知)
府子本第373号通知	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査 について」(平成28年6月20日 府子本第373号ほか通知)
社援施第65号通知	「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日 社援施第65号通知)※大量調理施設衛生管理マニュアル
児発第669号通知	「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」(昭和39年8月1日 児発第669号通知)
府子本第315号通知	「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について」(平成30年3月30日 府子本第315号ほか通知)
子発0331第1号通知	「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」(令和2年3月31日 子発0331第1号ほか通知)
子母発0331第1号通知	「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(令和2年3月31日 子母発0331第1号通知)
社援施第117号通知	「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」(平成8年7月25日 社援施第117号通知)
児企第16号通知	「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」(平成9年6月30日 児企第16号通知)
府子本第532号通知	「幼保連携型認定こども園においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について」(平成30年4月27日 府子本第532 号通知)
こ成安第142号通知	「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日 こ成安第142号ほか通知)
ライフライン点検事務連絡	「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」(平成30年10月19日 事務連絡)
モデル経理規程	平成29年版 社会福祉法人モデル経理規程(平成29年3月15日 全国社会福祉法人経営者協議会)
府子本第646号通知	新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行った場合の公定価格等の取扱いについて(令和2年6月17日 府子本第 646号ほか通知)

2 判定区分について

(1) 判定の内容

判定区分	内容
A	・法令又は通知等に違反がない事項
В	・社会福祉及び教育関係法令又は通知等に違反がある事項で、違反の程度が軽微である事項又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる事項 ・社会福祉及び教育関係以外の法令又は通知等において違反がある事項
С	・社会福祉及び教育関係法令又は通知等に違反がある事項で、B判定以外のもの

(2) 指摘の基準

B判定の事項については口頭指摘、C判定の事項については文書指摘を原則とする。

ただし、調書の評価基準においてB判定に該当する事項であっても、前回の指導監査において口頭指摘とされている事項又は施設の管理運営及び児童の処遇等への支障が大きいと認められる事項は文書指摘とし、また、調書の評価基準においてC判定に該当する事項であっても、違反の程度が軽微である事項又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる事項は口頭指摘とする。

							自主点	検欄		評価基準		
区分		点検	事項				※該当ない項目は記載 不要		根拠法令等	評価事項		区分
							113				В	С
	施設運営全般の状況 基本方針及び組織等の状況 ア 施設運営全般の方針 ① 施設運営の基本方針 等) は職員等に周知	の状況 (教育及び されている:	か。	全体的	な計画		□いる□	いない	教育・保育要領 第1章第2-1(2)(4) 学校教育法施行規則 第48条(準用) [参考]	周知が不十分である	0	_
	② 運営の企画調整を図	るための組織	ための組織体制						認可要綱 第2-10 			
	会議名:					_						
	構成員:					_						
	③ 業務管理体制の整備 ※公立は記載不要	等は法令に	則り行われている	か。			□いる□	いない	子ども・子育て支援法第55条 子ども・子育て支援法施行規則第45,46 条	体制整備が行われていない 届け出(法人単位)を行っていない	0	_ _
	届出先	確認施設数	法令遵守責任者の職	・氏名	法令適 規程整		業務執行 監査実施					
					□ 有□	無	□有□無					
	※業務が法令に適合することを	を確保するため	の規程の整備は確認施証	没数が20	D以上、第	養務執	(行の状況の監	1 査の定期的	 な実施は確認施設数が100以上の場合、!	必要		
	イ 運営管理に関する規	程の状況	※公立は記載不要									
	規程の種類	制定の 有無	制定年月日		直近の E年月日	1	理事会 の承認			運営管理に必要な規程が未整備である 規程の記載内容に不備がある	00	-
	就業規則	□有□無	年 月 日	Í	∓ 月	日	□有□無		労働基準法 第89条			
	非常勤職員就業規則	□ 有□ 無	年 月 日	ź	∓ 月	日	□ 有□ 無		労働基準法 第89条 パートタイム労働法 第7条			
	育児・介護休業等に関 する規則	□有□無	年 月 日	4	₹ 月	日	□有□無		労働基準法 第89条			
	給与規程	□有□無	年 月 日	ź	₹ 月	日	□有□無		労働基準法 第89条			
	旅費規程	□有□無	年 月 日	ź	₹ 月	日	□有□無		労働基準法 第89条			
	公印規程	□有□無	年 月 日	ź	₹ 月	日	□有□無					
	事務委任規程	□有□無	年 月 日	ź	₹ 月	日	□有□無					
	処務規程	□有□無	年 月 日	ź	₹ 月	日	□有□無					
		□有□無	年 月 日	ź	₹ 月	日	□有□無					
		□有□無	年 月 日	Í	₹ 月	日	□有□無					
		□有□無	年 月 日	ź	₹ 月	日	□有□無					
	(注) 他に整備されてし	ヽる規程があ	られば適宜記入する	らこと。								

								自主点検欄		評価基準		
区分					点 検 事 項			※該当ない項目は記載 根拠法令等		評価事項		区分
								不要		2	В	С
	ウ 職員の園務分掌の状況											
	① 各職	雑員のほ	剥務分	堂は明	確になっている	か。		│□ いる□ いない	教育・保育要領 第1章第2-1(4)	園務分掌が明確になっていない	0	_
	0 1 ·	,,,,,,,,,							学校教育法施行規則 第28条(準用)			
	ተ ላተረ	2.油堆 9	刊韧宁	- ょ±.	園である旨の掲	元の壮辺						
				_					旧甘淮夕四 位10夕	4	_	
					見やすい場所に ているか。	、	型認定ことも園	□ いる□ いない	宗奉华宋例 第12宋	掲示されていない	_	0
		у Ф 🖂 ч	,,,,,,,,	,5 C 1,0	C							
	才 職員	会議等	等の開	催の状	況							
	① 職員	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	车/十完:	曲めに	開催されている	<i>†</i> \\		□いる□ いたい	教育・保育要領 第1章第2-1(4)	 定期的に開催されていない	0	_
						-			学校教育法施行規則 第48条(準用)		0	
	② 宏調	夜の 給き	未は正っ	唯一記	録されているか	0		□ いる□ いない		正確に記録されていない	0	_
			開催	同数		記録の						
	会議	名	定例	随時	定例開催日	記録の 有無	参加	職種				
	職員会	議	70.77	1227								
						□有□無						
	力 地域	域社会、	地域	の関係	機関等との連携	の状況						
	① 地類	は社会 る	との交	流及び	連携を図り、児	童の保護者	及び地域社会に	□ いる□ いない	認定こども園法 第24条	地域社会との交流及び連携が図られて	0	-
					を適切に説明す				児童福祉施設基準条例 第6条第2項(準用)	いない 園の運営の内容を適切に説明していな		
									学校保健安全法 第30条(準用)	風の連呂の内谷を適切に説明している い	0	_
									特定教育・保育施設運営基準 第31条 (市町村基準条例)			
									教育・保育要領 第1章第2-2(3)			
	@ 			26 =r 66					**************************************			
	(2) 市 り か。		留祉 事 :	務所等	の地域の関係機	関寺と連携	を密にしている	□ いる□ いない	学校保健安全法 第30条(準用) 教育・保育要領 第4章第3-2	連携を密にしていない	0	_
	75 0											
	キー苦情	青解決の	の措置	の状況								
	① 保証	養者等 <i>指</i>	からの	苦情に	迅速かつ適切に	対応するた。	め、苦情受付の	□ いる□ いない	児童福祉施設基準条例 第21条(準用)	 苦情解決に必要な措置を講じていない	_	0
					要な措置を講じ				社会福祉法 第82条 社援第1352号通知			
	⊙ * #	生物ロイ	ᆔᄪᄳ	並維	中の生の記録生	並桂芸さ	のための世界を		特定教育・保育施設運営其準 第30 34	 苦情対応の措置が不十分である	0	
		育窓口の 別に講し			内容等の記録等	、古[[列心]	いためい有直を	□ いる□ いない	条 (市町村基準条例)	白月刈心の日旦が个十万である		-
		考:「	社会福	祉事業の	の経営者による福祉							
			11組み	の指針_	」(平成12年6月	/日 社援第1	352号通知)					

		自主点検欄		評価基準		
区分	点 検 事 項	※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項	判定	
		个安		11.1.2.7.2	В	С
	ケ 園児の平等な取扱い、虐待等の禁止の状況		児童福祉施設基準条例 第11,12条(準 田)			
	① 園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担する か否かによって、差別的取扱いをしていないか。	□ いない□ いる	虐待防止ガイドライン	差別的取扱いをしている	-	0
	② 園児に対し、虐待行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	□ いない□ いる		虐待行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしている に待防止のための措置が取られていな	- O	0
	<園内における虐待防止の措置の内容>				O	-
	コ 通園バスの状況 ① 通園バスを運行しているか (こども園が運営する場合に限る)。	□ いる□ いない	児保第14号通知 道路運送法 第78条第3号	-		
ı	▶ 有償で運行している場合、陸運支局の許可を得ているか。	□ いる□ いない		許可を得ていない	-	0
	サ 業務継続計画の状況		児童福祉施設条例 第13条第1~3項 業務継続ガイドライン			
	① 業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めているか。	□ いる□ いない		業務継続計画を策定し、必要な措置を 講ずるよう努めていない。	0	-
	② 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、研修や訓練を定期的な実施に努めているか。	□ いる□ いない		計画の周知に努めていない。 研修・訓練の実施に努めていない。	00	- -
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて、業務継続計画の変更を行うことに努めているか。	□ いる□ いない		業務継続計画の見直しや変更に努めて いない。	0	-

			自主点検欄		評価基準		
区分		点 検 事 項	※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項	判定 B	区分 C
	シ 園の運営管理につ	いての表簿等の状況					
		ない表簿が整備されているか。	□ いる□ いない	学校教育法施行規則 第28条(準用)	必要な表簿等が整備されていない	_	0
	種類	内容・編綴する書類等	整備の有無	認定こども園法施行規則 第30条	表簿等の内容に不備がある 保存が適正にされていない	00	_
	関係法令	幼保連携型認定こども園に関係のある法令	□有□無			ļ	
	園則	教育・保育等の内容、利用定員・職員組織等	□有□無			ļ	
	日課表		□有□無				
	学校医等の執務記録簿	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の執務記録				ļ	
	園日誌	行事、会議、出張、事故等	□有□無			ļ	
	職員関係	名簿、履歴書、出勤簿、担任学級、資格証明書: し及び更新講習修了確認証明書等	写□有□無				
	園児の指導要録、そ の写し及び抄本		□有□無				
	出席簿		□有□無			ļ	
	健康診断に関する表 簿(健康診断票)	園児の健康診断結果及び措置状況並びに学校医 の所見	等□有□無				
	入園者の選抜及び成 績考査に関する表簿		□有□無				
	予算決算等の帳簿	資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帆	長簿 □ 有 □ 無			ļ	
	教具の目録	図書機械器具、標本、模型等	□有□無				
	往復文書処理簿		□有□無				
	※ 上記表簿は5年間 保存すること。	(園児の指導要録及びその写しのうち入園、卒園等の学籍に関す	する記録は20年間)				
	② 園則・運営規程の	状況 直近の変更年月日 年 月	日	認定こども園法施行規則 第15,16条 特定教育・保育施設運営基準 第20条	園則・運営規程の記載事項が不十分である	0	-
	※運営規程に定めるべ	き事項が園則で網羅している場合、園則と運営規程を兼ねるこの	とができる。	(市町村基準条例)			
		園則記載事項等	記載の有無				
	学年、学期、教育又 び開園している時間	は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日況 に関する事項	及				
	教育課程その他の教	育及び保育の内容に関する事項	□有□無				
	保護者に対する子育	ての支援の内容に関する事項	□有□無				
	利用定員及び職員組織	織に関する事項	□有□無				
	入園、退園、転園、	休園及び卒園に関する事項	□有□無				
	保育料その他の費用	徴収に関する事項	□有□無				Ì
	緊急時等における対		□有□無				
	非常災害対策		□有□無				
	虐待の防止のための	措置に関する事項	□有□無				
	その他施設の管理に	ついての重要事項	□有□無				
	<u> </u>				1	1	1

_ ,,		- IA + -T	自主点検欄	1= N-11 A M-	評価基準				
区分		点 検 事 項	※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項	判定 B	区分 C		
	③ その他の諸帳簿等(1				C		
	種類	内容・編綴する書類等	整備の有無	学校教育法施行規則 第28条(準用) 特定教育・保育施設運営基準 第34条	必要な諸帳簿等を整備していない	_ O	0		
	園舎台帳	園舎・設備の状況、内容変更の経過、平面図等	□有□無	(市町村基準条例) 労働基準法 第107,108条	諸帳簿等の記録が不十分である		_		
	監査関係綴	指導監査の結果等関係文書	□有□無	労働基準法施行規則 第53~55条の2 就業規則 等					
	公文書綴	国、県、市町村等からの公文書	□ 有□ 無	[参考] 認可要綱 第2-10					
	人事記録綴	採用、給与、職名、異動、退職等	□有□無						
	服務整理簿	休暇等	□有□無						
	時間外勤務命令簿		□有□無						
	出張記録簿	出張記録、旅費管理等	□有□無						
	復命書綴	出張について復命(研修会の概要、レポート等) □ 有□ 無						
	賃金(給与)台帳		□有□無						
	各種手当支給台帳		□有□無						
	園児名簿		□有□無						
	途中入・退園児名簿		□有□無						
	卒業証書授与台帳		□有□無						
	園児登退園簿		□有□無						
	時間外保育記録簿		□有□無						
	通園バス記録簿		□有□無						
			□有□無						
			□有□無						
		 いる諸帳簿等があれば適宜記入すること。	□有□無						

					自主点検欄			評価基準				
区分		点検事項	頁				※該当ない項目は記載		根拠法令等	評価事項		区分
							不要			HI Im decide	В	С
(2)	就業規則制定等の状況 ※公立 場合の ア 就業規則の作成、届出の ① 就業規則(給与規程、が て、職員代表の意見を职 また、所轄の労働基準監 委員会を置かない地方な に届け出ているか。	項目を除き記 の状況 を費規程等を をいているか 監督署(公立	載不要 -含む) の この場合は	作成又は3 、人事委員	変更につ	い事	□いる□ いない □いる□ いない	労働基準法	第89, 90条	職員代表の意見を聴いていない 労働基準監督署等へ届け出ていない	00	
	直近の油出平月日	# Я	П									
	② 就業規則の内容について 部分はないか。	、 労働基準	法その他	関係法令(こ抵触す	トる	□ない□ ある		、最低賃金法、労働契約 介護休業法、高年齢者雇用	関係法令に抵触する部分がある	0	-
	③ 勤務時間、年次有給休暇か。	段及び定年等	は就業規	則に基づし	いている	5	□いる□いない	就業規則		就業規則に基づいていない	0	-
	④ 労働基準法の手続きの状							労働基準法	第24, 36条	 必要な協定が締結されていない 36協定を締結している場合、労働基準	00	-
	事項	必要の有無	3	手続きの状	況					監督署へ届け出ていない		_
	賃金の一部控除 (24条)	□有□無	協定:	年	月	日						
	時間外・休日労働(36条)	□有□無	協定: 届出:	年 年	月 月	日日						
	(指摘内容) (本著状況) (本著状況) (本著状況) (本著状況) (本著状況) (本著状況) (本著状況) (本著代表) (本著状況) (本著状況) (本著状況) (本著状況) (本著状況)					配 日	□いる□いない	労働基準法	第101条	改善されていない	0	-
	イ 就業規則等の周知の状況 ① 就業規則、給与規程、労使協定等は、見やすい場所への掲示又は備え付け、書面交付、電子媒体での閲覧など、適切な方法で職員に周知されているか。						□いる□いない	労働基準法 労働基準法	第106条第1項 施行規則 第52条の2	適切な方法で周知されていない	0	_

	上松亩石							自主点検欄		評価基準		
区分		Į	点 検 事	耳				※該当ない項目は記載不要	根拠法令等	評価事項		区分
								小女			В	С
(3)	給与の状況 ※公立は記	電載不要	(別表3	は公立も	ら記載)							
	ア 給与規程等の状況	況										
			を経て!	&借 され	コケいろか (き	计坐非	則上	│ │□いる□ いない	労働基準法 第89 90 冬	職員代表の意見を聴いていない	0	_
	別に定めている		C 111 C 1	E IM C 1		19ti A 791	. A] C		75 H2 X 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	労働基準監督署へ届け出ていない	ŏ	-
	<給料(本俸)の状況	₹>						I				
				- 淮 伽 ।	── 地方自治体	()に準拠				
	10.1124					`	- <i>t</i>	, , , , , , , ,				
	初任給格付基準の	-	」有 □		経験年数換算	_,	• • • •	□有□無				
	昇給 定期昇給	回数 年		1 給	料支給日毎	月	日					
	昇給月	1	月.	前年度	きのベースアップ 🗆	有(月	日から) 🗌 無				
	イ 給与支給の状況										_	
	① 給与規程に基づ					÷*	- 4	□ いる□ いない		給与規程と相違している	0	-
	(新型コロナウイルス感染症対策に伴い保育の提供の縮小等を 行った期間においても施設型給付費が通常どおり支給されている								子ども・子育て支援法附則第6条 府子本第646号通知			
	行った期间においても施設空稲り負が通常とあり支稿されている ことから、適切に人件費が支出されているか。)											
	※別表3 「職員の	の状況」	参照									
	② 初任給、定期昇組	給等は給	- / 与規程 /	└相違し	ていないか。			□ いる□ いない	給与規程	給与規程と相違している	0	_
	③ 初任給、定期昇組					5 \		□いる□いない		職員間の均衡がとれていない	C	_
			て柳貝は	3) V 2-2) [X	13.540.00.00	J '0			11 3 70012	ASSET OF STATE OF STA	0	
	<初任給本俸月額 <i>の</i>)推移>										
	区分				年度			本年度				
	大学卒		級		円		号	円				
	短大(保育士養成)	施設)卒	級	号	円	級	号	円				
	高校卒		級	号	円	級	号	円				
	中学校卒 級号 円級号							円				
	② 切の酔品にのなりの酔品にお供えませんできないが								4A = 1848			
	④ 一部の職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないか。							□ いる□ いない	給与規模	均衡を失する手当が支給されている	0	-
	⑤ 各種手当は給与規程に定められたものであり、かつ、手当額、支							│ │	給与規程	各種手当が給与規程に定められていな	0	_
	給率が適当であるか。						į, X	□ める□ ない	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	i,	_	
										手当額、支給率が適当でない	0	-
	⑥ 職員への給与支給について、勤務実態を証明する記録が整備されているか、(出勤等・カスノカード等)						され	□ いる□ いない	学校教育法施行規則 第28条(準用)	記録が整備されていない	-	0
	ているか。(出勤簿、タイムカード等)								特定教育・保育施設運営基準 第34条 (市町村基準条例)	記録に一部不備がある	0	_
									給与規程、就業規則			

				自主点検欄		評価基準		
区分		点 検 事 項		※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項	判定 B	区分 C
	<諸手当の状況	!>						
	区分	規程の有無	適用支給の有無					
	特殊業務手当	□有□無	□有□無					
	扶養手当	□有□無	□有□無					
	調整手当	□有□無	□有□無					
	期末勤勉手当	□ 有 (年 か月分) □ 無	□ 有 (年 か月分) □ 無					
	通勤手当	□有□無	□有□無					
	住居手当	□有□無	□有□無					
	被服手当	□有□無	□有□無					
	管理職手当	□有□無	□有□無					
	処遇改善手当	□有□無	□有□無					
		□有□無	□有□無					
		□有□無	□有□無					
	(注)他に規定	されている手当があれば通	適宜記入すること。					
	ウ 社会保険及び	び労働保険の加入状況						
			び労働者災害補償保険に加	 □ いる□ いない	健康保険法 第3条	加入していない社会保険等がある	0	_
	入しているが				厚生年金保険法 第6条 雇用保険法 第5条			
					労働者災害補償保険法 第3条 私立学校教職員共済法 第14条			
					位立于仅分域员八万位 为一个			
		改善事業費補助金の保育教	諭処遇改善への充当状況					
		寸費に含まれる処遇改善等加算	ではなく、市町村からの保育士					
	処遇改善	事業費補助金の状況を記載する	らこと。					
	① 前年度に、ī	市町村から保育士処遇改善	事業費補助金が交付されて	 □ いる□ いない	千葉県保育士処遇改善事業費補助金交	_	-	_
	いるか。				付要綱 千葉県保育士処遇改善事業実施要綱			
			との賃金台帳等における処遇	□ いる□ いない		実績報告と給与台帳等が一致しない	0	-
	改善の内	容は一致しているか。				補助金交付額を給与台帳等で明確に区 分していない	0	_
	▶ 交付され	た補助金は保育教諭の処遇	弘改善(月額給与の本俸又は	 □ いる□ いない		補助金を適正に処遇改善に充当してい	0	_
		適正に配分しているか。				ない		
	▶ 交付され	た補助金は明確に区分経理	した上で賃金台帳等に記載	□ いる□ いない		区分経理して記載されていない	0	_
	している						_	

		自主点検欄		評価基準		
区分	点 検 事 項	※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項		区分
		174			В	С
運営 2	園児の状況					
	ア 定員と現員の状況					
	※別表1-1 「幼保連携型認定こども園の概況」参照					
	① 利用定員を上回って園児を受け入れていないか。	□いない□いる	府子本第571号通知 別紙3 V1(1) 特定教育・保育施設運営基準 第22条 (市町村基準条例)	_	-	-
	▶ やむを得ず利用定員を上回って園児を受け入れている場合、保育室等の面積や職員数について、県基準条例及び公定価格の基本分単価に定める基準を下回っていないか。	□いない□いる	県基準条例 第6~8条,附則第3~8条 府子本第571号通知 別紙3 Ⅱ1(2)	基準を下回っている	-	0
	│ │	│ □ いない□ いる	 府子本第571号通知 別紙3 V1(1),別紙	 各年度の年間平均在所率が120%以上で	-	0
	5年度間)常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上となっていないか。(いる場合、利用定員の見直しを行うこと。)		4 V1(1)	ある 利用定員の見直しについて市町村と協 はしていない	-	0
	※年間平均在所率 当該年度内における「各月の初日の教育標準時間認定を受けた在籍園児数 当該年度内における「各月の初日の保育認定を受けた在籍園児数の総和 :			D総和」 		
	│ │ イ 教育週数、教育・保育時間及び開園時間の状況					
	① 教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回っていないか。	□いない□いる	県基準条例 第10条 教育・保育要領 第1章第2-1(3)	特別の事情なく39週を下回っている	-	0
	② 教育に係る標準的な1日当たりの時間は4時間とし、園児の心身 の発達の程度、季節等に適切に配慮しているか。	□ いる□ いない		教育時間が不足している 園児の心身の発達の程度、季節等への 配慮が不十分である	- O	0 -
	③ 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日8時間、開園時間は1日11時間を原則とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めているか。	□ いる□ いない		教育及び保育時間、開園時間を適切に 定めていない	-	0

						自主点検欄		評価基準		
区分			点 検 🖺	事 項		※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項		区分
						小 安			В	С
運営3	ア	 ① 運営全般の ② 勤務日数が 前年度 ※前年度1年 	専念の状況(園長が 状況や問題点を十分 少ないようなことは 日/年 間の日数。出張を含む 常勤務時間を勘案して	に把握してい ないか。 。半日、時間/k	るか。	□ いる□ いない□ ない□ ある	認定こども園法 第14条第3項 認定こども園法施行規則 第12条	十分に把握していない 勤務日数が著しく少ない	0	-
		<園長の状況>	>							
		氏 名		生年月日	年 月 日					
		学校、児童福祉	就任前の職:	-						
		事業勤務歴	(学校、児童福	祉事業通算	年 月勤務)					
		変更(届出) 年月日 現職就任 年月日 年月日								
		兼 職種	就任年月日	報酬月額	週平均勤務時間					
		の	年 月 日	円	時間					
		状 況	年 月 日	円	時間					
		 各職種の職る基準を満 教育及び保 	効保連携型認定こども	及び公定価格 員(以下「教			認可審査基準 第11,12条 府子本第571号通知 別紙3 Ⅱ1(2) [参考]	基準を満たしていない 基準を満たしていない時間帯がある	-	0

			自主点検欄		評価基準		
区分		点 検 事 項	※該当ない項目は記載	根拠法令等	評価事項		区分
			不要		#11 <u>-</u> 7 X	В	С
	。 の年 で な 配置	7等の園児が少数となる時間帯において、教育及び保育従事者 齢別配置基準により算定される必要配置数が1人となる場合 、2人以上配置しているか。 、県基準条例附則第5条の適用により教育及び保育従事者の はを1人とする場合、当該職員に加えて、知事が保育教諭と同 分割識及び経験を有すると認める者(※)を配置しているか。	□ いる□ いない □ いる□ いない	県基準条例 第6条第3項, 附則第5条 子第591号通知	朝夕等の園児が少数となる時間帯において教育及び保育従事者の配置を1人とする場合に、当該職員に加えて知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置していない	-	0
	2	知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者 保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間が十分にある者(※「常勤で1年以上」とは、1日6時間以上かつ月20日以上、常態的 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者 家庭的保育者(家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準 第23条領	に継続して勤務してい	ることをいう			
	<朝夕	の教育及び保育従事者配置状況> ※最も少ない配置体制の日の -	り状況を記入				
	朝	教育及び保育従事者 人 知事が認める者 人					
	タ	教育及び保育従事者 人 知事が認める者 人					
	び保 間帯	準条例附則第6条又は第7条又は第8条の規定により教育及 育従事者に代えることができる者を配置する場合、全ての時 において、年齢別配置基準により算定される必要配置数の2/3 は教育及び保育従事者を配置しているか。	│□ いる□ いない	県基準条例 第6条第3項、附則第6~9条 子第591号通知	教育及び保育従事者を、必要配置数の 2/3以上配置していない時間帯がある	-	0
	① (教育及び保育従事者に代えることができる者 (補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育には従事 R健師、看護師又は准看護師 名に限り、教育及び保育従事者に代えることができる者とみなすことが 未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、 経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当 第三項の表の備者の一の規定に定める者による支援を受けることができ ならない。 (学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者 該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く 日事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者 日8時間を超えて開所する等により、開所時間を通じて必要となる教育。 利用定員により算出される教育及び保育従事者の総数を超えるとき、そ	ができる。ただし、満 すき音でに関する知識 経たって県基準条例第 る体制を確保しなけ () 及び保育従事者の総数				
	。 要数 プそ む保	間勤務の教育及び保育従事者(※)を教育及び保育従事者必に充てている場合、常勤の教育及び保育従事者が組、グルーの他の教育及び保育の実施単位に1名以上(0歳の園児を含まの実施単位で、当該単位の年齢別配置基準により算定され、要配置数が2名以上となる場合は2名以上)配置されている	□ いる□ いない	認可審查基準 第11条第3号	常勤の教育及び保育従事者が必要数配置されていない	-	0
	常勤 勤の る。	短時間勤務の教育及び保育従事者 の教育及び保育従事者(当該幼保連携型認定こども園の就業規則にお 従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間)に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ)以外の者。	聞以上であるものに限				

Ī			自主点検欄		評価基準		
	区分	点 検 事 項	※該当ない項目は記載	根拠法令等	評価事項	判定	区分
			不要		TIM 争模	В	С
		⑥ 常勤の教育及び保育従事者に代えて短時間勤務の教育及び保育従事者を充てる場合は、その勤務時間数の合計が常勤の教育及び保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回っているか。	□ いる□ いない	認可審査基準 第11条第3号	常勤の教育及び保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回っていない	0	-

				自主	上点検欄 上点検欄		評価基準		
区分		点	検 事 項	※該当な	い項目は記載不要	根拠法令等	評価事項		区分
					小 安			В	С
	※別表2 「職	8時間及び休憩、係 員の勤務状況」参 8時間及び休憩、係		□適	□ 不適	労働基準法 第32~36条 就業規則	勤務時間及び休憩、休日の状況が不適 正である	0	-
			修に参加させているか。	□w€	5□ いない	児童福祉施設基準条例 第9条(準用) 特定教育・保育施設運営基準 第21条 (市町村基準条例)	研修に参加させていない 研修の参加が不十分である	- O	0 -
ļ	(3/15 07)(18	実施年月日	研修名		参加人数		1		
		年 月 日			名		1		
	年月日			名		1			
	┃ ┃ ┃	年 月 日			名		1		
		年月日			名				
		年月日			名				
		年月日			名				
		年月日			名				
		年月日			名				
	יין אין און אין	年月日			名				
ļ		年月日			名				
		+ 7 4			11		1		
ļ									
ļ									
ļ									
ļ									
I									

		自主点検欄		評価基準		
区分	点 検 事 項	※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項	判定 B	区分 C
運営 4	園舎設備の管理の状況				Ь	C
	ア 県基準条例等に定める施設及び設備の状況					
	※別表1-2 「建物等の状況」参照					
	① 施設及び設備は、県基準条例等に定める基準を満たしているか。※保育室等の必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で算出すること。	□ いる□ いない	県基準条例 第7~8条,附則第4条 認可審査基準 第4~10条 [参考] 認可要綱 第2-4~7	基準を満たしていない	-	0
	② 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面に変更はないか。		 認定こども園法 第29条第1項 認定こども園法施行規則 第15条第2項 認定こども園法施行細則 第9条	変更届を提出していない	-	0
	変更がある場合、あらかじめ届出を行っているか。	□ いる□ いない	認定こども園法施行細則 第9条 [参考] 設置等事務取扱要領 第3,別表3·4			
	③ 目的外に使用している施設又は設備はないか。	□ ない□ ある		目的外に使用している施設又は設備がある	-	0
	④ 学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに 安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか。	□ いる□ いない	[参考]	保健衛生上又は安全上、著しく不適切である	-	0
			認可要綱 第2-10	保健衛生上又は安全上、一部不適切で ある 種類及び数が著しく不十分である	0	0
				種類又は数が不十分である	0	-
	イ 建物設備の環境、安全管理等の状況					
	① 換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、学校環境衛生基準に基づき適切な環境の維持に努めているか。	□ いる□ いない	学校保健安全法 第6条(準用) 教育・保育要領 第3章第3-1	著しく不適切な状態がある 一部不適切な状態がある	- O	0 -
	② 危険な損傷箇所(建物、設備及び土地等)はないか。	□ ない□ ある	学校保健安全法 第27,28条(準用) 学校保健安全法施行規則 第28,29条(準	安全管理上早急に改善すべき箇所がある	-	0
			用) 教育・保育要領 第3章第3-2,第4-1	一部改善すべき箇所がある	0	-

「							
施段、ベランダ、屋上、窓等は転落防止策がなされているか。	_	<構造設備の安全及び衛生点検表>					
2 床破損、段差等による歩行障害はないか。 □ 適 □ 不適 □ 不適 □ 非常 □ 不適 □ 非常 □ 不適 □ □ □ □		点 検 箇 所	確認	2	不適の状況		
3. 非常日の開閉、非常口への通行に障害はないか。 適	1	. 階段、ベランダ、屋上、窓等は転落防止策がなされているか。	□ 適 □	不適			
4. 非常階段、非常用滑り台の利用に障害はないか。 □ 適 □ 不適	2	2. 床破損、段差等による歩行障害はないか。	□ 適 □	不適			
 5. ガラスの破損による事故防止に配慮がなされているか。	3	3. 非常口の開閉、非常口への通行に障害はないか。	□ 適 □	不適			
6. ベッドからの転倒防止策がなされているか。	4	l. 非常階段、非常用滑り台の利用に障害はないか。	□適□	不適			
 7. 家具、備品などの転落防止策がなされているか。 □ 適 □ 不適 8. 棚などから物が落ちるおそれはないか。 □ 適 □ 不適 9. 暖房器具の安全対策がされているか。(転倒防止,接魚等) □ 適 □ 不適 10. 手洗い場は清潔か、角等は危険な状態になっていないか。 □ 適 □ 不適 11. カーテン・じゅうたん(2㎡超)等は防炎性能を有しているか。 □ 適 □ 不適 12. 便所の設備に不備はないか。清掃がよくなされているか。 □ 適 □ 不適 13. マンホールのふたは容易に開けられる状態になっていないか。 □ 適 □ 不適 14. 屋外遊具に破損箇所や危険箇所はないか。 □ 適 □ 不適 15. 砂場やブール及びその周辺に危険はないか。 □ 適 □ 不適 16. 併設建物上部からの落下物への対策がなされているか。 □ 適 □ 不適 17. 門扉、塀などに破損箇所はないか。 □ 適 □ 不適 18. タオル掛け等のフックは危険な状態にないか。 □ 適 □ 不適 19. 保育室内及び遊具、寝具等は清潔に保たれているか。 □ 適 □ 不適 19. 保育室内及び遊具、寝具等は清潔に保たれているか。 □ 適 □ 不適 	5	5. ガラスの破損による事故防止に配慮がなされているか。	□適□	不適			
8. 棚などから物が落ちるおそれはないか。 □ 適 □ 不適 □ 3 □ 不適 □ 5 □ 5 □ 5 □ 5 □ 5 □ 5 □ 5 □ 5 □ 5 □	6	S. ベッドからの転倒防止策がなされているか。	□適□	不適			
9. 暖房器具の安全対策がされているか。(転倒防止,接触防止,換気等)	7	7. 家具、備品などの転落防止策がなされているか。	□適□	不適			
10. 手洗い場は清潔か、角等は危険な状態になっていないか。 」 適	8	3. 棚などから物が落ちるおそれはないか。	□ 適 □	不適			
11. カーテン・じゅうたん (2m²超) 等は防炎性能を有しているか。	9). 暖房器具の安全対策がされているか。(転倒防止,接触防止,換気等)	□適□∶	不適			
12. 便所の設備に不備はないか。清掃がよくなされているか。	1	0. 手洗い場は清潔か、角等は危険な状態になっていないか。	□適□∶	不適			
13. マンホールのふたは容易に開けられる状態になっていないか。 適	1	1. カーテン・じゅうたん(2㎡超)等は防炎性能を有しているか。	□適□∶	不適			
14. 屋外遊具に破損箇所や危険箇所はないか。	1	2. 便所の設備に不備はないか。清掃がよくなされているか。	□適□∶	不適			
15. 砂場やプール及びその周辺に危険はないか。 」 適	1	3. マンホールのふたは容易に開けられる状態になっていないか。	□適□∶	不適			
16. 併設建物上部からの落下物への対策がなされているか。 」 適 □ 不適 17. 門扉、塀などに破損箇所はないか。 □ 適 □ 不適 18. タオル掛け等のフックは危険な状態にないか。 □ 適 □ 不適 19. 保育室内及び遊具、寝具等は清潔に保たれているか。 □ 適 □ 不適	1	4. 屋外遊具に破損箇所や危険箇所はないか。	□適□∶	不適			
17. 門扉、塀などに破損箇所はないか。 」 適 □ 不適 18. タオル掛け等のフックは危険な状態にないか。 □ 適 □ 不適 19. 保育室内及び遊具、寝具等は清潔に保たれているか。 □ 適 □ 不適	1	5. 砂場やプール及びその周辺に危険はないか。	□適□∶	不適			
18. タオル掛け等のフックは危険な状態にないか。	1	6. 併設建物上部からの落下物への対策がなされているか。	□適□∶	不適			
19. 保育室内及び遊具、寝具等は清潔に保たれているか。 □ 適 □ 不適	1	7. 門扉、塀などに破損箇所はないか。	□適□∶	不適			
	1	8. タオル掛け等のフックは危険な状態にないか。	□適□∶	不適			
20. 危険物が放置されていないか。 □ 適 □ 不適	1	9. 保育室内及び遊具、寝具等は清潔に保たれているか。	□適□∶	不適			
	2	20. 危険物が放置されていないか。	□適□∶	不適			
21. その他() □ 適 □ 不適	2	21. その他()	□ 適 □	不適			

点 検 事 項							自主点検欄				評価基準		
	点 村	食 事 項	Į					当ない項目は記載 不要	į	根拠法令等	評価事項		区分 C
○調理室の状 ① 開口部(おいるか。 ② 配膳口はは ③ 食器消毒は ④ 専用手洗し	非水口を含む)及び まこり、虫等が入ら ま管庫はあるか。	が調理室	造とな				l		府子本 社発育・ 人 表育・ 一 表育・ 一 表育・ 一 表育・ 一 表育・ 一 表育・ 一 表育・ 一 表育・ 一 表育・ 一 、 表育・ 一 、 表 一 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	健安全法 第6条(準用) 第448号通知 第65号通知 669号通知 保育要領 第3章第3-1	衛生管理が著しく不十分である 衛生管理に不十分な点がある	_ O	-
<衛生管理の	状 湿>												
冷蔵庫 食品庫部分													
食品保管 温度計 □ 有□ 無 □専用						□専用□	共用						
庫内温度 ℃ 広 さ							m ²						
回数消毒方法						方法							
食器消毒 □ 毎食後・ □ 消毒液 □煮沸 □蒸気					□蒸気 □	热風							
□ その他() □ その他()							
○便所の状況等 ① 手洗い設備が完備しているか。 エ 給水設備(水道水以外の場合の水質検査を含む。)、排水設備及び汚物処理設備の状況 ① 給排水設備及び汚物処理設備の保守点検を行っているか。 ② 給食に井戸水を使用しているか。 <水質検査の状況> ※水道水(貯水槽なし)の場合は記載不要 毎日の色・にごり・残留塩素等 ホ 神の							 - -	\る□ いない \る□ いない \る□ いない 	学府社教水水県県市浄憲保本施・法法規規規槽 7	健安全法 第6条(準用) 第448号通知 第65号通知 保育要領 第3章第3-1 第20,34条の2 施行規則 第15,55,56条 模水道条例 第10条 模水道条例施行規則 第7条 模水道条例、同施行規則 法 第10,11条	衛生管理が著しく不十分である 衛生管理に不十分な点がある 保守点検、検査の実施が不十分である	- 00	-
水質検査実施の有無(井戸水)						の 北			.,				
リー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー				前年度中回、		月日							
「検査結果 年 月 日 実施 検査の状況 一直近の水質 検査の状況 一直近の水質 大きな 大きな													

	上松市伍							自主点検欄		負欄		評価基準		
区分			点 検	事項						目は記載	根拠法令等	評価事項		区分
									小女				В	С
運営 5	非常災害	害、危害防止 <i>σ</i> .	D状況											
	アジ	災害対策の状況	5											
	① B	方火管理者を定	≧め、消防署へ	届け出る	ている	か。		$ \Box v$	る□	いない	消防法 第8条	防火管理者を定めていない	0	_
	0 1	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				0			•		消防法施行令 第3条	消防署へ届け出ていない	0	
	2 1	方火管理者は消	肖防計画を作成	し、消隊	方署へ	届け出ている	か。	□ い	る□	いない	消防法施行規則 第3条	消防計画を作成していない 消防署へ届け出ていない	00	-
		I them to sale	-1 -1 ·									河切者へ通り山といない	O	-
	<防 防	火管理者・消	防計画>			nt 1 65 m = # 77	1							
	火	職・氏名				防火管理講習 受講年月日		年	月	日				
	理者	選任年月日	年	月	日	消防署への 届出年月日		年	月	日				
	消	計 職員への 地域消防組織						年	月	日				
İ		計 職員への 地域消防組織												
		日月川の水が												
	(3) y	③ 火災や地震等の災害その他の危険等発生時に備え、職員がとるべ							る□	いない	学校保健安全法 第29条(準用)	 危険等発生時対処要領を作成していな	-	0
	₹	き措置の具体的	内容及び手順	を定めた	こ危険	等発生時対処		"	•		教育・保育要領 第3章第3-2,第4-2	い 職員への周知が不十分である	0	
	ħ	茂官埋 イーユア	7ル)を作成し	、瑊貝區	- 周知	しているか。						「「「「」」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「	0	
			R又は土砂災害 電者利用施設と				村地域防	□ い	る□	いない	水防法 第15条の3 土砂災害防止法 第8条の2	-	-	-
	ı	▶ 避難確保計員	画を作成し、市	町村へ	報告し	しているか。		□ い	る□	いない	水防法 第15条の3 土砂災害防止法 第8条の3	避難確保計画を作成していない 市町村へ報告していない	00	_ _
İ	ı	▶ 避難確保計員	画に基づく避難	誰訓練を	実施し	しているか 。		□ い	る□	いない	水防法 第15条の3 土砂災害防止法 第8条の4	計画に基づく避難訓練を実施していない	0	-
	<非	党巛宝朗区主	類整備の状況>	>							消防法施行規則 第4条の2の4第2項	書類の整備が不十分である	0	_
	()	種類	ARTE IM VI NOU		事」			整值	帯の有	#				
		種類 事項 危険等発生時対処 緊急時の対応の具体的内容、手順、役割分担、 要領 難訓練計画等							有 🔲 :	#				
	避難	接頭 乗訓練計画寺 避難及び消火訓練 想定、実施時間、訓練信号、状況説明、 実施要領 誘導方法、避難場所、人員点呼等						1	有 🗀 :	無				
	避難	避難及び消火訓練 記録簿 実施年月日、天候、訓練内容、訓練状況、 講評、所要時間等						a	有 🔲 :	無				
	消防	消防用設備等 自主点検表 自主点検表 高導灯等の状況、作動訓練記録簿					〈器、		有 🗀 :	#				
	消防	当主点検衣 誘導対等の状況、「F動訓練記録海 消防署関係文書綴 防火管理者選任届、消防計画届出書、検査記録					全記録等		f \square	#				
	医薬	清防者関係又書級 防火管理者選任庙、消防計画庙出書、検査記録 医薬品点検表 品名、数量、購入、使用、廃棄、使用期限等の3					限等の状況		有口:	無				

		点 検 事 項				自主	点検	欄		評価基準											
区分					点	検	事 項							* :	該当な	い項目	は記載	根拠法令等	評価事項		区分
																不要			пштх	В	С
	(5)	避!	難及び消火	訓練を定	期的	かに実	施し [·]	ている	るか。						いる	ı □	いない	学校保健安全法 第29条第2項(準用) 教育·保育要領 第3章第4-2,3 消防法施行規則 第3条第10項 [参考] 認可要綱 第2-10	訓練を実施していない 訓練を年2回以上実施していない いずれかの訓練のみ実施している	- 0 0	O - -
	6	消	防計画に基づ	づく消防	機関	への	通報	訓練る	を実が	もして	いる	か。			いる	□ L	いない	消防法施行令 第3条の2第2項	訓練を実施していない	0	-
	7		防計画に基 ^っ るか。	づく訓練	を実	€施す	る場合	合、氵	肖防署	暑に事	前に	通報(して		いる		いない	消防法施行令 第3条の2第2項 消防法施行規則 第3条第11項	事前に通報していない	0	-
	8	避	難及び消火詞	訓練の記	録は	は整備	され [・]	ている	るか。						いる	□ L	ハない	消防法施行規則 第4条の2の4第2項	記録を整備していない	0	-
		=1.1 /-	+ ~ - + + 11, 25	/ <i>.</i>		- A+\															
	_	訓稅	東の実施状況			1		_					4.0				1				
		1	区分	(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
	236	. (実施日記録があるも	(日)			\vdash		₩												
	消		正球がめるも				┼	<u> </u>	₩								-				
	防	実	うち午睡中				\vdash		\vdash												
	נעו	施	教				-		-												
	訓	内	通																		
		容	消	火																	
	練	洋	<u>└</u> Ĭ防署への事	前通報			 		 												
		;	消防署の立ち	ち会い																	
		i	肖防器具の点	検																	
		そ	の他の消防	訓練																	
		()																	
	×	消	防訓練、消[防器具の	点検	€. そ	の他の	の消	方訓網	東につ	いて	、該	当欄口	CO 8	をつけ	けるこ	٤.				
	1	所	轄消防機関。	との連絡	の状	け沢								1							
			防署の立入権				事項	はなし	いか。						ない	ı□ a	ある	消防法 第4条	_	-	_
			指摘事項が														いない		改善されていない	0	-

		点 検 事 項					自主点検欄		評価基準			
区分			点 検 事	項			※該当ない項目は記載	根拠法令等	評価事項		区分	
							不要		HI IM TO	В	С	
	<消防署のす	立入検査の状況	況> (消息	方署ので	江入検査の結果か	ら転記する	ること)					
	消防署の立		, (111h	,, ,, ,,,	LY ()X E OF (E)X	J +410 /	<u> </u>			ļ		
	の実施年月(直近のも	月日	年 月	B	所轄消防署名							
					消防署に対する	改善報告	年月日					
	改善善			改	τ		年 月 日			ļ		
	指			差	ŧ					ļ		
	示の			丬	2							
	内									ļ		
	容			汙						ļ		
	※ 項目が	多い場合は、	消防署に対	する改善	■ 善状況報告書を添	付し、「	別紙のとおり」			ļ		
	と記入	すること。								ļ		
	ウ 防火設備	: 治肚田弧煤	:笙の敕牒の	生治						ļ		
		、 内凹用設備 の自主点検は			いろか			消防法 第17条の3の3	自主点検を実施していない	0	_	
	※機器点	点検は6月ごと	こ年2回、総合	合点検は	1年に1回	I -+		消防法施行令第36条 消防法施行規則 第31条の6				
		即候十平万メー 没備点検資格者		一気にのい	1ては消防設備士又	ld		消防庁告示 第9号 [参考]		ļ		
	② 消防用設	強等の点検結	果を消防機	関に報	告しているか。		 □ いる□ いない	認可要綱 第2-10	点検結果を報告していない	0	_	
	0									ļ		
	<消防用設備	備等の自主点 	検の状況>					■				
		防火管理者	- 14 -	業者	こよる点検		備者					
		による点検	点検の 有無	:		!約書 有無	ᄩ					
	消火設備	□有□無	□有□無		□≉	無	消防機関への報告					
	警報設備	□有□無	□ 有□ 無		□≉	無	□有□無			ļ		
	避難設備	□有□無	□ 有□ 無		□≉	無						
	その他	□有□無	口去口無			頁□無	有の場合					
	()				1=	∃ 	年 月 日			ļ		
						•		_				
	エ ライフラ	-										
					が寸断された場合 ッテリー、食料等		□ いる□ いない	ライフライン点検事務連絡	対策を行っていない	-	-	
	行ってい											
										<u> </u>		

		自主点検欄		評価基準		
区分	点 検 事 項	※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項		区分
		1'4			В	С
運営 6	教育及び保育の状況					
(1)	教育及び保育内容の状況					
	ア 全体的な計画、指導計画等の作成状況					
	① 全体的な計画を作成しているか。	□ いる□ いない	教育·保育要領 第1章第2,第3 第3章第 2-3	必要な計画を作成していない 計画の内容が不十分である	- O	0
	② 全体的な計画に基づき、長期の指導計画(年・期・月)、短期の 指導計画(週・日)を作成しているか。	□ いる□ いない		職員会議等で十分検討されていない 前年度の評価を反映していない	000	_
	③ 全体的な計画に基づき、食育計画を作成しているか。	□ いる□ いない				
	④ 3歳未満児について、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動 の実態等に即して、個別的な計画を作成しているか。	□ いる□ いない				
	⑤ 障害のある子どもについて、障害の状態などに応じた指導の工夫を行うとともに、個別の教育及び保育支援計画、指導計画の作成に努めているか。	□ いる□ いない				
	⑥ 職員会議等で十分検討しているか。	□ いる□ いない				
	⑦ 前年度の評価を反映しているか。	□ いる□ いない				
	イ 学級の編制及び学級担任の配置					
	① 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しているか。	□ いる□ いない	県基準条例 第5条	学級を編成していない	-	0
	② 1 学級の園児数は、35人以下 (3 歳児については30人以下) と なっているか。	□ いる□ いない		特別の事情なく基準を超えている	0	-
	③ 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢である園児で編制されているか。	□ いる□ いない		特別の事情なく編制されていない	0	-
	④ 各学級ごとに担当する専任の保育教諭等が配置されているか。	□ いる□ いない	県基準条例 第6条第1項	専任の保育教諭等が配置されていない	-	0
	ウ 健康状態の観察等の状況					
	① 登園時に子どもの健康状態を把握しているか。	□ いる□ いない	教育・保育要領 第3章第1,第2	健康状態の観察等をしていない	-	0
	② 登園時に保護者との引き継ぎを行っているか。	□ いる□ いない		健康状態の観察等に不十分な点がある	0	_
	③ 健康状態の観察、個別検査の結果は記録しているか。	□ いる□ いない				
	④ 学校医等のアドバイスを受けているか。	□ いる□ いない				
	⑤ 保育教諭等は救急処置の意義を正しく理解しているか。	□ いる□ いない				
	エー保護者との連絡(登園、降園等)の状況					
	① 保護者との連絡方法(該当するものに✔)		児童福祉施設基準条例 第50条(準用) 教育・保育要領 第3章第1,第3-2,第4-	緊急連絡先を把握していない	-	0
	〈 □ 連絡帳 □ 掲示□ 園だより□ その他()〉		教育・休育安領 第3早第1,第3-2,第4- 2,第4章第1,第2	保護者との連絡に不十分な点がある	0	_
	② 保護者の緊急連絡先は把握しているか。	□ いる□ いない				

		自主点検欄		評価基準		
区分	点 検 事 項	※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項		区分
		个安			В	С
	オ 午睡の状況 ③ 午睡について、落ち着いた環境の下で安心して眠ることのできる 安全な睡眠環境が確保されているか。	□ いる□ いない	教育・保育要領 第1章第3-4(4) 第3章 第3	必要な午睡をさせていない 睡眠環境に一部不適切な点がある	- O	0 -
	カ 児童虐待の早期発見、防止の状況 ① 園児の身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態につい		教育・保育要領 第3章第1-1 第4章第2-	細変していたい	_	0
	て、不適切な養育の兆候がないか観察しているか。		児童福祉法 第25条 児童虐待防止法 第6条	BLTR C CV AC		
	② 児童に不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき適切な対応を図ることとしているか。	□ いる□ いない		適切な対応が図られていない	_	0
	③ 児童に虐待が疑われる場合は、速やかに市町村又は児童相談所に 通告し、適切な対応を図ることとしているか。	□ いる□ いない		適切な対応が図られていない	_	0
	キ 教育・保育の記録や自己評価に基づいた園児の指導要録の作成等					
	① 園児の指導要録を作成しているか。	□ いる□ いない	認定こども園法施行規則 第30条 府子本第315号通知	要録を作成していない 要録の記載事項が不十分である	_ O	0
	② 園児が進学した場合、当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、進学先の小学校へ送付しているか。	□ いる□ いない	教育·保育要領 第1章第2-2(4)	要録の記載事項がヤーガ でのる 要録の抄本又は写しを進学先の小学校 へ送付していない 要録の写しを転園先へ送付していない	-	0
	③ 園児が転園した場合、当該園児の指導要録の写しを作成し、転園 先へ送付しているか。	□ いる□ いない		女球の子しを私国ルベムドしていない		
	ク 子育て支援事業の実施状況					
	① 保護者が子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するため、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業を実施しているか。	□ いる□ いない	県基準条例 第11条 認定こども園法 第2条第12項 教育・保育要領 第4章第3	実施していない 実施に不十分な点がある	Ō	O -
	② 子育て支援事業の実施に当たっては、地域の人材や社会的資源の 活用を図っているか。	□ いる□ いない		地域の人材や社会的資源の活用を図っていない	0	-
	<実施している子育て支援事業及びその内容>					

	点 検 事 項			自主点検欄		評価基準				
区分		点 検 事	事項			※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項		区分
						小女			В	С
(2)	給食の状況									
	ア 献立、給与栄養量等	等の状況								
	① 園児の嗜好調査、死	浅食調査、検1	食等を適切に	行っているだ	ዕ 。	□ いる□ いない	児童福祉施設基準条例 第15条(準用) 府子本第448号通知 子児発0331第1号通知	嗜好調査等を実施していない 嗜好調査等の実施が不十分である	-	O -
	② 給食担当者は講習会	会等により知言	識及び技能の	向上に努めて	ているか。	□ いる□ いない	子母発0331第1号通知 子母発0331第1号通知 教育・保育要領 第3章第2	知識及び技能の向上に努めていない	0	-
	③ 必要栄養量を確保す	するため、計画	画的に献立を	作成している	るか。	□ いる□ いない		献立を作成していない 計画的に献立が作成されていない	- O	O -
	④ 予定献立と実施献立	立の違いはない	いか。			□ ない□ ある		献立に違いがある	0	-
	⑤ 入園児の実態に合わ	わせた栄養給-	与目標を定め	ているか。		□ いる□ いない		栄養給与目標を定めていない	0	-
	⑥ アレルギー等を有す か。	する児童がいる	る場合、献立	への配慮をし	している	□ いる□ いない		アレルギー等を有する児童への献立の 配慮がされていない	-	0
	① 3歳未満児に対するついての配慮がされ	れているか。 量等の状況> 1~2	→ 2 歳児	3歳	児以上		教育・保育要領 第2章第1,第2	\$		
		170-1112	・おやつ)	,,,,,,,,	おやつ)					
		目標	実績	目標	実績					
	エネルギー(kcal)									
	たんぱく質(g)									
	脂質(g)									
	カルシウム(mg)									
	鉄 (mg)									
	ビタミンA (μ gRE)									
	ビタミンB 1 (mg)									
	ビタミンB 2 (mg)									
	ビタミンC (mg)									
	(参照)令和2年3月3 「食事摂取基準				といわける	-				

				自主点検欄		評価基準		
区分	点	検事項		※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項	判定I B	区分 C
	ウ 保存食の状況 ① 献立及び原材料について、 (ビニール袋等)に密封し ているか。			□ いる□ いない	府子本第448号通知 社援施第65号通知 社援施第117号通知 児企第16号通知	保存していない 保存が不十分である	- O	0 -
	エーその他							
	① 給食材料の納品に当たり、	検収を適正に行っ	ているか。	□ いる□ いない	府子本第448号通知 社援施第65号通知	検収の実施が不十分である	0	-
	② 調理業務を委託していない るか(令和3年6月1日以 和3年11月30日までに	J前から稼働してい.		□ いる□ いない	食品衛生法第57条(第68条第3項準用)		0	_
	③ 食品衛生責任者の状況(調	間理業務委託を行っ [・]	ていない場合)		食品衛生法施行規則別表第17			
	職・氏名	届出年月日				食品衛生責任者を選任していない	0	-
		年 月 日						
	④ 調理業務の委託を行ってい	いるか。		□ いる□ いない	県基準条例 第6条第4項 食品衛生法施行条例 第2条	_	-	-
	委託業者名							
	食品衛生責任者氏名							
	⑤ 委託業者から、営業許可書 いるか。	፤ 及び食品衛生責任 [:]	者票の写しを徴して	□ いる□ いない	食品衛生法 第4条第7項及び第8項、第 52条 食品衛生法施行条例 第2条	営業許可書の写し、食品責任者票を徴 していない	-	-
	⑥ 調理業務の委託を行ってい か。	る場合、契約内容等	等が遵守されている	□ いる□ いない	府子本第373号通知 3(3)③ 府子本第448号通知	契約内容等が遵守されていない	0	-
	⑦ 満3歳未満児の給食につい	いて、外部搬入を行	っていないか。	□いない□いる	児童福祉施設基準条例 第46条(準用) 府子本第448号通知	満3歳未満児の給食について外部搬入 を行っている	-	0
	⑧ 満3歳以上児の給食につい 福祉施設基準条例第46条各 掲げる要件を満たしている	号(県基準条例第		□ いる□ いない		児童福祉施設基準条例に掲げる要件を 満たしていない	-	0
(3)	健康管理等の状況 ア 学校保健計画及び学校安全	き計画を策定してい	るか。	□ いる□ いない	学校保健安全法 第5,27条(準用) 教育・保育要領 第3章第1-2(1),第3- 2(1)	学校保健計画又は学校安全計画を策定 していない	-	0
	イ 定期健康診断の実施状況							
	① 入園児について、原則とし 1回は6月末までに実施)			□ いる□ いない	認定こども園法施行規則 第27条 学校保健安全法 第13条第1項(準用),第		-	0
	② 毎年度2回の定期健康診断 る健康診断)を年2回、歯 断)を年1回以上実施して	歯科検診(学校歯科		□ いる□ いない	23条 学校保健安全法施行規則 第5条第1項, 第6条第1,2項(準用)	健康診断の実施に不十分な点がある 内科検診を年2回、歯科検診を年1回 以上実施していない	0 0	- -

		点 検 事 項					自主点検欄		評価基準				
区分				点検	耳				※該当ない項目は記載	根拠法令等	評価事項		区分
									不要		7	В	С
		園児の健康診断 とともに、その 助及び作業の軽	結果に基	基づき、	医病の予	·防措置、	治療の		□ いる□ いない	学校保健安全法 第14条(準用) 学校保健安全法施行規則 第9条(準用)	結果を通知していない 結果の通知が遅延した 適切な措置をしていない	- O -	O - O
		戦員について、 い。	雇入時』	及び毎学:	年定期の	健康診断	fを実施	している	□ いる□ いない	学校保健安全法 第15条第1項(準用) 学校保健安全法施行規則 第12~16条	雇入時及び毎学年定期の健康診断を実施していない	-	0
	,) · o								(準用) 労働安全衛生法 第66条 労働安全衛生規則 第43,44条	健康診断の実施に不十分な点がある	0	-
		⑤ 職員の健康診断の結果に基づき、治療の指示、勤務の軽減等、 切な措置をしているか。					が務の軽	減等、適	□ いる□ いない	学校保健安全法 第16条(準用)	適切な措置をしていない	-	0
	<定	<定期健康診断の実施状況>											
		実施年月日	3 1	健診項目	受記	多しない	者	理由及びる	その後の対応				
	害	年月日											
	児												
			日										
	職員	年月年月	日日日										
		T 7	Н										
		周理従事者及び (月1回以上)					のある者	·含む)の相	負便	府子本第448号通知 社援施第65号通知	検便を実施していない 検便の実施が不十分である	00	- -
			4月	5月	6月	7月	8月	9月					
		1 人当たり 実施回数											
		大心四女	108	1	100	回							
		- 1 N/ + 11	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
		1 人当たり 実施回数				回	回						
	*	0-157を含めた	場合は	上段に〇	をつける	ること。							

			自主点検欄		評価基準	_	
☑分		点 検 事 項	※該当ない項目は記載	根拠法令等	評価事項		区分
			不要		I I Im 4>C	В	С
(4)	記録等の状況			児童福祉施設基準条例 第15条(準用)	必要な記録等が整備されていない	_	0
	① 保育日誌、給食	日誌、脱脂粉乳受払簿等の記録及び整備の状況		府子本第448号通知 社援施第65号	記載内容が不十分である	0	-
	種類	内容・編綴する書類等	整備の有無	子発0331第1号通知			
	保育日誌	出欠状況、欠席理由、行事、家庭連絡、保育状況等	□有□無	関税暫定措置法施行令 第33条第5項 [参考]			
	保護者通知綴	園だより等保護者への通知	□有□無	認可要綱 第2-10			
	給食日誌	日時、献立内容、給食数、検食簿、残食調査 等	□有□無				
	給食内容検討表	主要食品摂取量、材料費総額、給食人員、 1人当たり金額、目標値等	□有□無				
	給食材料購入簿	年月日、購入先、品名、数量、金額	□有□無				
	脱脂粉乳受払簿 ※1	受入年月日、受入数量、使用年月日、使用数量、残量	量 □有□無				
	給食材料検収記録 簿	納品時刻、納入業者名、品目名、生産地、期限表示、 数量、鮮度、包装、品温、異物	□有□無				
	衛生管理簿	定期健康診断、検便検査結果、検食簿、 衛生管理チェックリスト	□有□無				
	嗜好調査綴	保護者調査文書	□有□無				
	残食調査綴	日時、残食の状況 ※給食日誌等で代用可。(その場合、書類の整備は省略)	□有□無				
	給食打合会議事録	日時、出席者、議案、議事経過等	□有□無				
	保健所等報告書綴	集団給食運営現況報告書、 給食施設栄養管理状況調査控等	□有□無				
	※1 関税暫定措置	- 法(昭和35年法律第36号)が適用される品目(脱脂粉	分乳)に限る。				
							1

		自主点検欄		評価基準		
区分	点 検 事 項	※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項	判定 B	区分 C
)
(5)	事故防止及び安全対策の状況					
	ア 学校安全計画の状況		学校保健安全法第27条及び第29条 事故防止等ガイドライン			
	① 学校安全計画を策定しているか。	□ いる□ いない	争政防止等ガイトライン	策定していない	_	0
	© TAXIBLE TAX OF THE T					
	② 職員に対し、学校安全計画について周知するとともに、研修や訓練を定期的に実施しているか。	□ いる□ いない		周知を図っていない 研修や訓練を実施していない	-	00
	③ 保護者に対し、学校安全計画に基づく取組の内容等について周知を図っているか。	□ いる□ いない		周知を図っていない	-	0
	④ 定期的に学校安全計画の見直しを行い、必要に応じて、学校安全	□ いる□ いない		必要に応じ、安全計画の変更を行って		
	計画の変更を行っているか。			いない	-	0
	イ 送迎用バスの置き去り防止		学校保健安全法施行規則第29条の2			
	① 児童の通園、園外における学習のための移動その他の児童の移動 のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、	□いる □ いない				
	点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法によ			確認をしていない	_	0
	り、児童の所在を適切に確認しているか。			確認が不十分である		
	② 通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り	│ □いる □ いない		ブザーやその他の防止装置を設置して	_	0
	防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20			いない		
	日 国土交通省)に適合する児童の見落としを防止する装置を装 備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか(当該装			所定の確認を行っていない	_	0
	置の装備が義務付けられている場合に限る。)。					
	ウ 乳幼児突然死症候群 (SIDS) の防止対策の状況					
	① 乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行っているか。	□ いる□ いない	教育・保育要領 第3章第1-3,第3-2	必要な対策を講じていない	-	0
		_	事故防止等ガイドライン	対策を講じているが不十分な点がある	0	-
	<窒息リスク除去の状況>	11250				
	窒息リスク除去の方法	対策の有無				
	仰向けに寝かせる (医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合を除く)	□有□無				
	睡眠中に一人にしない	□有□無				
	やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない	□ 有 □ 無				
	ヒモ、またはヒモ状のものを置かない	□ 有 □ 無				
	ロの中に異物がないか確認する	□ 有 □ 無				
	ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する	□ 有 □ 無				
	定期的に子供の呼吸・体位、睡眠状態を点検する	□有□無				
	その他 ()	□有□無				

		自主点検欄			評価基準	
	点 検 事 項	※該当ない項目は記載 不要		根拠法令等	評価事項	判定 B
エ その他重大事故防山 ① 重大事故が発生して るか。		□ いる□ いない	府子本第532号		必要な対策を講じていない 対策を講じているが不十分な点がある	- O
場面	事故防止対策			対策の有無		
プール活動・水遊び	指導役と監視役の分別配置			□有□無		
プロリカー 小型 い	プール活動に関わる職員に対する事前教育			□有□無		
	子どもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や 況)、子どもの健康状態等の情報共有	や食行動の発達状況	、喫食状	□有□無		
誤嚥(食事中)	食事の介助、観察			□有□無		
	能性のある食材不使		□有□無			
誤嚥(玩具、小物等)	窒息の可能性のある大きさ・形状の玩具や物で ことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底		に置かない	□有□無		
アレルギー対応	アレルギー疾患生活管理指導表に基づく対応			□有□無		
7 0 70-1 23 710	食事提供の際の誤食防止措置			□有□無		
その他(□有□無		
	 対策に係る体制整備の状況 対策について、必要な体制を整備しているか。	□ いる□ いない	教育・保育要・ 事故防止等ガ		必要な対策を講じていない 対策を講じているが不十分な点がある	- O
① 事故防止及び安全交	対策について、必要な体制を整備しているか。対策等	□ いる□ いない対策の有無				- O
① 事故防止及び安全交 事故防止及び緊急時の	対策について、必要な体制を整備しているか。 対策等 対応マニュアルの作成	対策の有無				Ō
① 事故防止及び安全を 事故防止及び緊急時の 緊急時の役割分担の見	対策について、必要な体制を整備しているか。 対策等 対応マニュアルの作成 やすい場所への掲示	対策の有無 □ 有 □ 無 □ 有 □ 無				ō
① 事故防止及び安全交事故防止及び緊急時の 緊急時の役割分担の見 点検項目を明確にした	対策について、必要な体制を整備しているか。 対策等 対応マニュアルの作成 やすい場所への掲示 施設内外の定期的な安全点検	対策の有無 □ 有 □ 無 □ 有 □ 無				Ō
① 事故防止及び安全交事故防止及び緊急時の緊急時の役割分担の見点検項目を明確にしたと	対策について、必要な体制を整備しているか。 対策等 対応マニュアルの作成 やすい場所への掲示 施設内外の定期的な安全点検 収集及び要因分析、必要な対策の措置	対策の有無 □ 有 □ 無 □ 有 □ 無 □ 有 □ 無				Ō
① 事故防止及び安全交事故防止及び緊急時の 緊急時の役割分担の見 点検項目を明確にした ヒヤリ・ハット事例の 子どもの安全確保に関	対策について、必要な体制を整備しているか。 対策等 対応マニュアルの作成 やすい場所への掲示 施設内外の定期的な安全点検 収集及び要因分析、必要な対策の措置 する研修への参加	対策の有無				ō
① 事故防止及び安全交事故防止及び緊急時の 緊急時の役割分担の見 点検項目を明確にした ヒヤリ・ハット事例の 子どもの安全確保に関 救急対応の実技講習(対策について、必要な体制を整備しているか。 対策等 対応マニュアルの作成 やすい場所への掲示 施設内外の定期的な安全点検 収集及び要因分析、必要な対策の措置 する研修への参加 心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン® 時の対処方法等の実践的な研修を通じた事故防	対策の有無 一有 一無 一有 一無 一有 一無 一有 一無 一有 一無				Ō
① 事故防止及び安全交事故防止及び緊急時の 緊急時の役割分担の見 点検項目を明確にした ヒヤリ・ハット事例の 子どもの安全確保に関 救急対応の実技講習(の使用等)、事故発生 止に係る職員の資質向	対策について、必要な体制を整備しているか。 対策等 対応マニュアルの作成 やすい場所への掲示 施設内外の定期的な安全点検 収集及び要因分析、必要な対策の措置 する研修への参加 心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン® 時の対処方法等の実践的な研修を通じた事故防	対策の有無				ō
① 事故防止及び安全交事故防止及び緊急時の 緊急時の役割分担の見 点検項目を明確にした ヒヤリ・ハット事例の 子どもの安全確保に関 救急対応の実技講習(の使用等)、事故発生 止に係る職員の賢急連絡網、 絡先の事前整理	対策等 対応マニュアルの作成 やすい場所への掲示 施設内外の定期的な安全点検 収集及び要因分析、必要な対策の措置 する研修への参加 心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®時の対処方法等の実践的な研修を通じた事故防上	対策の有無 □ 有 □ 無 □ 有 □ 無 □ 有 □ 無 □ 有 □ 無 □ 有 □ 無				ō
① 事故防止及び安全交事故防止及び緊急時の緊急時の役割分担の見点検項目を明確にしたとヤリ・ハット事例の子どもの安全確保に関救急対応の実技講習(ケッ・大学ので、事故発生止に係る職員の緊急連絡網、絡先の事前整理	対策等 対応マニュアルの作成 やすい場所への掲示 施設内外の定期的な安全点検 収集及び要因分析、必要な対策の措置 する研修への参加 心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®時の対処方法等の実践的な研修を通じた事故防上 医療機関・関係機関のリスト、保護者の緊急連	対策の有無				ō
① 事故防止及び安全交事故防止及び緊急時の 緊急時の役割分担の見 点検項目を明確にした ヒヤリ・ハット事例の 子どもの安全確保に関 救急対応の実技講習(の使用等)、真め変質の を職員の緊急連絡網、 絡先の事前整理 119番通報の際の要点の 保護者や地域住民、関	対策等 対応マニュアルの作成 やすい場所への掲示 施設内外の定期的な安全点検 収集及び要因分析、必要な対策の措置 する研修への参加 心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン® 時の対処方法等の実践的な研修を通じた事故防上 医療機関・関係機関のリスト、保護者の緊急連 の作成(事務室掲示、園外活動等での携帯等) 係機関との連携(緊急時の協力体制や連絡体制 の事態に関する防止措置、対応の具体的内容や	対策の有無 □ 有				ō

		自主点検欄		評価基準		
区分	点 検 事 項	※該当ない項目は記載	根拠法令等	評価事項	判定	
		不要		#1 Im 3- 37	В	С
	カ 重大事故発生時の市町村への報告状況 ① 報告対象となる重大事故が発生したか。(前年度以降) [報告対象となる重大事故] ・死亡事故 ・意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)	 □ 有 □ 無	こ成安第142号通知	_	-	-
	・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故 ※災害共済給付等の請求事案における重大事故対象事案の有無について確 ② 重大事故が発生した場合、市町村に事故報告をしているか。	認すること。 □ いる□ いない		報告していない	_	0
	[報告期限] 第1報:原則事故発生当日(遅くとも翌日) 第2報:原則1か月以内程度 また、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行う。			報告が遅延した	0	-
	く前年度以降に発生した重大事故> ※未報告の場合も記載すること 事故発生日 年月日 園児年齢 第1報 年月日 これになった。					
	報告日 第2報 年月日 追加 年月日 治療期間					
(6)	感染症及び食中毒対策の状況 ア 感染症の予防の状況					
	① 施設において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的な実施に努めているか。	□ いる□ いない	教育・保育要領 第3章第2-3 感染症対策ガイドライン 2(1)	研修並びに訓練の実施に努めていな い。	0	-
	② 保護者に対し、口頭での説明、保健だより等の文書での説明、掲示等を通じて、分かりやすく感染症予防について周知を図っているか。	□ いる□ いない	教育・保育要領 第3章第2-3 感染症対策ガイドライン 2(1)	周知を図っていない	0	-
	③ 感染経路(飛沫感染、空気感染、接触感染、経口感染、血液媒介 感染、蚊媒介感染)それぞれに応じた対策をとっているか。 ※咳エチケットや正しい手洗いの方法の周知徹底、子どもへの介助・指導等も含む	□ いる□ いない	教育・保育要領 第3章第2-3 感染症対策ガイドライン 2(1)イ	対策がとられていない	0	-
	④ 子どもの予防接種歴及び罹患歴を把握し、未接種の子どもの保護 者に対して予防接種の重要性等を周知しているか。	□ いる□ いない	教育・保育要領 第3章第2-3 感染症対策ガイドライン 2(1)ウ	予防接種歴及び罹患歴の記録を作成していない	-	-
	⑤ 職員(実習の学生も含む)の予防接種歴及び罹患歴を把握し、未接種者等に対しては、予防接種が感染症対策に資することを説明しているか。	□ いる□ いない	教育・保育要領 第3章第2-3 感染症対策ガイドライン 2(1)ウ	把握・説明していない	0	-
	⑥ 施設内外(保育室、おもちゃ、食事・おやつ、歯ブラシ、寝具、 トイレ、砂場、園庭、プール等)の衛生管理及び職員の衛生管理 (体調管理含む) は適切になされているか。	□ いる□ いない	教育・保育要領 第3章第4-1 感染症対策ガイドライン 2(2)ア,イ	衛生管理に不十分な点がある	0	-
	イ 感染症の疑い時・発生時の対応状況					

		自主点検欄		評価基準		
区分	点 検 事 項	※該当ない項目は記載				
		不要		計圖事項	В	С
	① 感染症の疑いのある子どもへの対応(出席停止等)、感染症発生時の対応(嘱託医への相談、関係機関へ報告、保護者への情報提供等)及び罹患した子どもが登園する際の対応は適切になされているか。		学校安全保健法施行規則 第14条第1項	学校保健安全法に基づく出席停止期間 が守られていない その他対応に不十分な点がある	0 0	-

会計に関する事項 ※公立は記載不要

		自主点検欄		評価基準		
区分	点 検 事 項	※該当ない項目は記載 不要	根拠法令等	評価事項	判定 B	区分 C
会計 1	会計処理の状況 ※社会福祉法人のみ記載(学校法人は記載不要)					
	① 金銭(現金、預金等)は、経理規程に基づき適正に取り扱っているか。 ・金銭の収納に際しては、領収書を発行しているか。 ・入金した金銭は、直接支出に充てることなく、経理規程で定めた期間内(収入後日以内)に金融機関に預け入れているか。 ・金銭の支払いた行う場合、会計責任者の承認を得ているか。 ・金銭の支払いについて領収書を徴しているか。(振込を証する書類も可)・現金出納帳を作成し、現金の残高を管理しているか。 ・毎日、金銭の残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しているか。 ・現金過不足が生じた場合、速やかに原因を調査した上、遅滞なく会計責任者に報告し、必要な指示を受けているか。 (※参考:モデル経理規程 第23,24,26,30,31条)		経理規程	取扱いが不適正である 取扱いが一部不適正である	- O	0 -
	② 小口現金は、経理規程に基づき適正に取り扱っているか。 ・小口現金の額は、経理規程で定める限度額(円)を超えていないか。 ・小口現金出納帳により管理し、毎月末日及び不足の都度精算を行い、出納帳に記帳しているか。 (※参考:モデル経理規程 第28条)			取扱いが不適正である 取扱いが一部不適正である	Ō	0 -

幼保連携型認定こども園の概況

年 月 日現在

1 開園時間・教育及び保育時間

	平日						土曜		
開团	同時間	時	分 ~	時	分	時	分 ~	時	分
教育	時間	時	分 ~	時	分	時	分 ~	時	分
	保育時間	時	分 ~	時	分	時	分 ~	時	分
保育 標準時間	延長保育	時	分 ~	時	分	時	分 ~	時	分
[NK-1316]	延技休 月	時	分 ~	時	分	時	分 ~	時	分
/n - /-	保育時間	時	分 ~	時	分	時	分 ~	時	分
保育 短時間	延長保育	時	分 ~	時	分	時	分 ~	時	分
) <u>mr-1[h]</u>	是	時	分 ~	時	分	時	分 ~	時	分
休園日(前年度及び本年度) ※日曜・国民の祝日及び休日・年末年始(12/29~1/3)除く							休園理E	Ħ	

2 実施事業

2 天心事未	
事業	該当に〇
延長保育事業	
病児(病後児)保育事業	
一時預かり事業	
地域子育て支援拠点事業	
休日保育	
夜間保育	
その他	
()	
	延長保育事業 病児(病後児)保育事業 一時預かり事業 地域子育で支援拠点事業 休日保育 夜間保育

3 定員・現員・学級数

	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4 歳	5歳	計
	保育認定子ども							
認可定員	教育標準時間認定子ども							
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	計							
~: m + n	保育認定子ども(a)							
利用定員	教育標準時間認定子ども(b)							
() ()	計							
]	保育認定子ども(c)							
現 (人)	教育標準時間認定子ども(d)							
() ()	計 (b)							
保育認定子ども 在所率(%) (c)/(a)								
教育標準	教育標準時間認定子ども 在所率(%) (d)/(b)							
	学級数							

4 職員数 (単位:人)

職種	園長	副園長 教頭	保育 教諭等	養護 教諭等	栄養 教諭等	保健師 看護師 准看護師	調理員	事務 職員	学校医等	教育保育 補助者	事業 担当職員	その他 ()	計
常勤													
非常勤													
計													

(注)・教育・通常保育及び延長保育以外の実施事業(地域子育て支援拠点事業、病児(病後児)保育事業、その他子育て支援事業等)に専従する職員は、事業担当職員に含めること。

- 5 職員配置基準及び配置数
- (1)教育及び保育従事者 [県基準条例第6条第3項、府子本第571号通知 別紙3 Ⅱ1]
- ① 教育及び保育従事者必要数

園児現員	年齡別配置基準	必要数
人	× 1/3 =	人
人	× 1/6 =	人
人	× 1/20 =	人
人	× 1/30 =	人
人	·	人
	園児現員 人 人 人 人 人 人 人	人 × 1/3 = 人 × 1/6 = 人 × 1/20 =

- (注)・必要数は、年齢別にそれぞれ小数点1位まで計算(小数点2位以下 切捨)し、合計した値の小数点1位を四捨五入して算出する。
 - 年齢は、満年齢ではなく教育及び保育の実施年齢とする。
 - ・左記の必要数が学級数を下回るときは、学級数を必要数とする。

上記に加えて

- ・保育認定子どもに係る利用定員90人以下の施設: 1人加配
- 保育標準時間認定子どもを受け入れる施設:1人加配
- ・園長が選任でない場合: 1人加配
- ・全施設:主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を2人加配(うち1人は非常勤講師等でも可)
- ・教育標準時間認定子どもに係る利用定員が35人以下又は121人以上の施設:上記に加えて非常勤講師を加配

② 教育及び保育従事者配置数 (園長除く。県基準条例附則に基づく特例に該当する職員含む)

堂勒職員数 4	-非常勤職員数	(堂勤換質後)	=
			_

人

(a) + (b)

ア 常勤職員数

イ 非常勤職員数(常勤換算後)

(就業規則上の常勤職員の勤務時間を勤務する職員)

No	職名	職員名	資	格 (=O)	附則特例に 該当の場合	担当業務
NO	拟石	- 柳貝石	幼	保	該当番号	(例:主幹保育教諭, ●歳児担任, 기-)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
	ŕ	常勤職員数	_		人	(a)

No	職名	職員名	労働条件 ※月は4週としても同	Ī	資	格 (=O)	附則特例に 該当の場合	担当業務
NO	400.70	140.只 口	(例:1日●時間×月●日)	月労働時間	幼	保	該当番号	(例:主幹保育教諭, ●歳児担任, フリー)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
	月労働時間 合計 (A)				-			
	就業規則上の常勤職員の月労働時間数 (B)							
	非常	常勤職員の常勤換	算数(A/B)	人	(b))		

- (注) 県基準条例附則に基づく特例に該当する職員の該当番号は以下の番号を記入すること。(※記入例:①、②イ)
 - ① 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者 [県基準条例附則第6条] (※補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事不可)
 - ② 知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者(以下ア〜ウのいずれかに該当する者) [県基準条例附則第7条] (※開所時間を通じた教育及び保育従事者の必要配置数から、利用定員に対する必要配置数を差し引いた人数まで)
 - ア 保育所又は認定こども園で保育業務に従事した期間が十分にある者(常勤(1日6時間以上かつ月20日以上)で1年以上)
 - イ 子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者
 - ウ 家庭的保育者(家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準 第23条第2項)
 - ③ 当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師 [県基準条例附則第8条]

(2)調理員 [認可審査基準第12条、府子本第571号通知 別紙3 Ⅱ1]

① 調理員必要数

保育認定子ども 利用定員	必要数
40人以下	1人
41~150人	2人
151人以上	3 人 ※うち1人は 非常勤可

② 調理員配置数

No	職員名	常勤/非常勤	No	職員名	常勤/非常勤
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

[※]調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。

(3) 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

[学校保健安全法第23条、府子本第571号通知 別紙3 Ⅱ1]

職名	氏名			委嘱期間			
学校医		年	月	日 ~	年	月	П
学校歯科医		年	月	日 ~	年	月	日
学校薬剤師		年	月	日 ~	年	月	日

(4) 事務職員 及び 非常勤事務職員

[府子本第571号通知 別紙3 Ⅱ1]

No	職員名	常勤/非常勤	No	職員名	常勤/非常勤
1			4		
2			5		
3			6		

※施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置不要

建物等の状況

									年	月	日現在
至	建物構造	造	階建	建物等(登記)床面積			m³	建築年月日		年	月 日
		床面積				基達	ŧ		•		適·否
	I I	pr m ix		県基準条例、認可審査	基準			認可要網	H		AE 11
	乳児室	m²	• 3.3ml)	J F /1 Å							
			3.31112								□ 適□ 否
2	ほふく室	m³		室・ほふく室 対象園児数		ر ا		乳児室・ほふく室		㎡/人	
歳			(認可ス	記員と現員のうち大きい値)				1人当たり面積	- L		
未満	調乳室	m [*]						間理室とは別個に設ける 乳児室・ほふく室内部を		可	□ 適□ 否
児	沐浴室	m²						2歳未満児用便所、乳児 昭を区画する等でも可	室・ほふく	室内	□適□否
							_	記を区画する寺(もり) 2歳未満児が使用可能な	:便器、手洗	い場	
	便所	m²	便所を記	没けること			١,	汚物処理設備を設置 木浴室等と同じスペース			□ 適□ 否
			4.002	BN E /4 I			***	が治主寺と同じ入ハース			
	保育室	m [*]		以上/1人 園移行特例の場合、面積要件	‡なし)						
				-児の保育室数は学級数を下 Zは遊戯室を広くとりその-			• \(\frac{1}{2} \)	を と 内に手洗いの設備を設	けること		_ ×
2 歳				0等で区画しても可	UP C - 53	E/J					□ 適□ 否
以	遊戯室	m²		室又は遊戯室 対象園児数		ر ا		1人当たり面積		m [*] /人	
上児			(認可知	定員と現員のうち大きい値) 			<u> </u>	- 「 八 コル)		111/20	
76	/Esr	,	/=-r+-	:n.; - 1-				2歳以上児が使用可能な を設けること	:便器、手洗	い場	
	便所	m [*]	• 使所を記	没けること			• 仮	正成けること 更器の数の目安は、園児 こし、便器の間には仕切	10人当たり	01個	□ 適□ 否
			±0 ***	+ 7 +664K/ANI 2 AN INAK) +	+1 ==	÷.		し、使命の间には任火	りを設ける	ارد	
	保健室	m³		きる機能(ベビーベッド等)を 前すること	:有し医渠	£66					□ 適□ 否
				ン等で区画できれば職員室と							
	飲料水用設備、手洗用設 備及び足洗用設備	m [*]		用設備は、手洗用設備又は5 C備えること	E洗用設備	備と					□ 適□ 否
			・小なくと	とも保育を必要とする子ども	の定員を	ነ ትመ					
			給食を依	共給するために必要な広さ及							
			えること ・保存食	こ を-20度以下で2週間以上保	存できる	5設					
	調理室	m²		えること を複数設置すること							□適□否
			※園内調理	里による園児数が20人未満							
				備えないことができる。この 必要な調理設備を備えること		剧囚					
							• 1	間理室の入口に当たる場	所に前室を	:設け	
共	調理室前室	m²						ること F洗い設備を設置するこ	ــل		□ 適□ 否
通	食品保管庫	m²					_	原材料の保管を行う場合		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
	及吅体旨件	""					-	前室とは別に食品保管庫			
	下処理室	m [*]						見材料の納入に際して下 3場合は、下処理室を設		とす	□ 適□ 否
	. , , , , , ,							流し等必要設備を備えれ		も可	_ ~
	食材の搬入口, 検収場所	m²						専用の出入口があること			□適□否
	倉庫	m²						F睡用ふとん、遊具、保 n場所を確保すること	有用備品等	€0.7#X	□ 適□ 否
	放送聴取設備	m²	設置努力	力義務							□適□否
	映写設備	m²									□ 適□ 否
	水遊び場	m²									□適□否
	園児清浄用設備	m²									□適□否
	図書室	m²									□適□否
	会議室	m²									□適□否
	職員室	mf	• 保健室	と兼用可							□適□否
	休憩室	m [*]					7	効務シフト等を考慮して ごきる広さを確保するこ	٤		□適□否
職	休憩室(調理員用)	m²						間理員用と別の設置が望 5可	ましいが、	兼用	□適□否
員関								戦員専用の便所を設置す	ること		
係	職員用便所	m²					• 2	2歳以上児用便所と同じ	場所でも可		□ 適□ 否
	一种品用压 定						3	2歳以上児用と別に大人 すること			
	職員用便所 (調理員用)	m [*]						間理員用と別の設置が望 5可	ましいが、	兼用	□適□否
	一時預かり事業	m²									□適□否
そ	地域子育で支援拠点事業										□適□否
の他	病児保育事業	m²					+				□適□百
112	その他()	m²					+				□適□百
	合 計	m²					+				_ :_= = =

	実面積	基準面積 [県基準条例第7条、附則第4条]	適・否
園舎	m	以下の①と②の合計面積以上 ① 1学級の場合 :180㎡ 2学級以上の場合:320 + 100×(学級数-2) ㎡ 学級数: 学級 ①の基準面積: ㎡ ※①の面積は、保育所移行特例を適用している場合、次の式により求められる。 3歳以上児数 × 保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)の基準面積 3歳以上児数は、認可定員と現員のうち大きい値) ② 3歳未満児数: M ②の基準面積 i 3歳未満児数: 人 ②の基準面積 i 3歳未満児数: 人 ②の基準面積 i 3歳未満児数: 人 ② 人 × 3.3㎡/人 回 M ㎡ iii うち乳児室又はほふく室 対象園児数: 人 × 1.98㎡/人 回 M ㎡ iii うち保育室又は遊戯室 対象園児数: 人 × 1.98㎡/人 回 M ㎡ (i ~iiiの園児数は、認可定員と現員のうち大きい値) ②の基準面積: M ㎡ (ii+iii) 園舎の基準面積(①+②): M ㎡	□適□
園庭	m	以下の①と②の合計面積以上 ① イ又は□のいずれか大きい面積 イ 2学級以下の場合:330 + 30×(学級数-1) ㎡ 3学級以上の場合:400 + 80×(学級数-3) ㎡ 学級数: 学級 イの基準面積: ㎡ □ 3.3㎡×3歳以上児数 3歳以上児数: 人 ロの基準面積: ㎡ (3歳以上児数は、認可定員と現員のうち大きい値) ①の基準面積(イとロの大きい値): ㎡ ※ ①の面積は、幼稚園移行特例の場合はイを適用、保育所移行特例の場合は口を適用 ② 3.3㎡×2歳以上3歳未満(2歳児)の園児数 2歳の園児数: 人 ②の基準面積: ㎡ (2歳の園児数は、認可定員と現員のうち大きい値) 園地の基準面積(①+②): ㎡	□ 適□ 否

		+					自词	己所有ではな	ない場	合	
区 分	所有者名	自己所有の有・無	利用権(地上	上権)(の場合	合		賃借権の場	 合		その他
		13 ////	設定	期間				賃貸借期	間		(具体的に記入)
園 地		□有□無	<u> </u>	年	月	日		年	月	日	
<u> </u>			~	年	月	日	~	年	月	日	
園 舎		□有□無	:	年	月	日		年	月	日	
困古		│□ 有□無	~	年	月	日	~	年	月	日	

※乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下「保育室等」という。)を2階以上に設けている場合

保育室等の設	置階	適用基準 [県基準条例第7条第3項]	該当に〇
2階		イ、ロ、へ 幼稚園移行特例の場合は、「耐火建築物で、園児の 待避上必要な設備を備えること」が基準	
3階 4階以上		イからチまで	

		基準 [県基準条例第7条第3項]	適·否
イ 而	付火建築物	(建築基準法第2条第9号の2) である。	□適□否
口假	保育室等か	設けられている階に応じ、常用・避難用の区分ごとに、次の表に掲げる設備が1以上設けられている。	,
設置階	区分	設備 該当に〇	
		1 屋内階段	
	常用	2 屋外階段	
2 階	避難用	屋内避難階段(同法施行令第123条第1項各号) 又は 屋内特別避難階段(同条第3項各号) (同条第1項の屋内避難階段である場合は、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分 に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じており、かつ、同条第3項第3,4,10号に規 定する構造であるものに限る。)	
	ZEZ XE/13	2 待避上有効なパルコニー	
		3 準耐火構造(同法第2条第7号の2)の屋外傾斜路 又は これに準ずる設備	
		4 屋外階段	
	常用	1 屋内避難階段(同法施行令第123条第1項各号) 又は 屋内特別避難階段(同条第3項各号)	
	æл	2 屋外階段	
3階	避難用	屋内避難階段(同法施行令第123条第1項各号) 又は 屋内特別避難階段(同条第3項各号) (同条第1項の屋内避難階段である場合は、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分 に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じており、かつ、同条第3項第3,4,10号に規 定する構造であるものに限る。)	│ │ □ 適□否
		2 耐火構造(同法第2条第7号)の屋外傾斜路 又は これに準ずる設備	
		3 屋外階段	
	常用	1 屋内避難階段(同法施行令第123条第1項各号) 又は 屋内特別避難階段(同条第3項各号)	
	吊用	2 屋外階段(同法施行令第123条第2項各号)	
4階以上	避難用	屋内避難階段(同法施行令第123条第1項各号) 又は 屋内特別避難階段(同条第3項各号) (同条第1項の屋内避難階段である場合は、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設け られている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第 2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じてお り、かつ、同条第3項第3,4,10号に規定する構造であるものに限る。)	
		2 耐火構造(同法第2条第7号)の屋外傾斜路	
		3 屋外階段(同法施行令第123条第2項各号)	
	•		
	コに掲げる n以下であ	設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれか一に至る歩行距離が3 る。	30 □ 適□否
第	第7号)の この場合に 分に防火上 (イ) 調理	下の(イ)(ロ)のいずれかに該当するものを除く)以外の部分と調理室の部分とが耐火構造(同法第2点 床若しくは壁又は特定防火設備(同法施行令第112条第1項)で区画されている。 おいて、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する 有効なダンパーが設けられている。 リンクラー設備その他これに類するもので自動式であるものが設けられている。 用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止する に必要な措置が講じられている。	
木 幺	力保連携型	認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料である。	□適□否
への	保育室等 そ	の他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられている。	□適□否
ト ま	丰常警報器	具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられている。	□適□否
チ ナ	<u>ー</u> カーテン、		□適□否

職員の勤務状況

1 勤務形態の状況

100 15		务形態※		勤務時間			休憩時間		実働時間
職種	記号	名称	時:	分~ 時:	分①	時:	分~ 時:	分 ①	1)-2
			:	~	:	:	~	:	
園長			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
保育教諭 等			:	~	:	:	~	:	
等			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
教育保育			:	~	:	:	~	:	
補助者			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
調理員			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
事 務			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	
			:	~	:	:	~	:	

2 週休制の状況

	該当するものに〇	
1.	4週4休制	
2.	4週5休制	
3.	4週6休制	
4.	4週7休制	
5.	完全週休2日制	
6.	その他	

その他(具体的に)

※ 例示

記号 名称

A 早番

B 平常

- 140

F 一時①

H 子育で①

職員の勤務状況

3(1) 4週	週間(1か月)の勤務																												日 ~		月	
職員別	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日																															
職種	氏名																															
園長																																<u> </u>
主幹保教																																
保教1																																
保教2																																<u></u>
保教3																																
保教4																																
保教5																																
保教6																																
保教7																																
保教8																																
保教9																																
保教10																																
保教11																																
保教12																																
保教13																																
保教14																																
保教15																																
補助者1																																
補助者2																																
補助者3																																
補助者4																																
調理																																
調理																																
調理																																
事務																																
教育及び保																																
	0歳																															
	1・2歳																															
登園	3歳																															
園児数	4・5歳																															
	計																															
数育及7、「保育	上 <u>"</u> 育従事者配置必要数																															

- (注)1 この表は、指導監査実施日の属する月の前月又は前々月において、勤務割当の基準となった4週間(勤務割当が1か月単位である場合は1か月分)について勤務実績を記載すること。
 - 2 職種及び氏名を記載し、同一職種に複数の職員がいる場合は「保教1」「保教2」等として記載すること。
 - 3「日」別の勤務割当は、前ページ(別表2-1)で設定した記号を記載すること。当初割り当てた勤務を変更している場合は、変更後の勤務を記載すること。
 - 4 休暇は「休」、出張は「出」と記載すること。
 - 5 教育及び保育従事者実配置数には、県基準条例附則に基づく特例に該当する職員を含むこと。

職員の動務状況

年月日~月日)

3(2) 4週間(1か月)の勤務割当状況:集計

	職員別					勤	務	形	態	別	勤	務	3 数	t .			休日数	1週あたり 平均勤務
職種	氏名	Α	В	С	D	Е										計	W L W	時間数
園長																		
主幹保教																		 [
保教1																		
保教2																		 [
保教3																		
保教4																		 [
保教5																		 [
保教6																		 [
保教7																		
保教8																		
保教9																		
保教10																		 [
保教11																		
保教12																		
保教13																		
保教14																		
保教15																		1
補助者1																		
補助者2																		1
補助者3																		1
補助者4																		1
調理																		<u></u>
調理																_	_	<u> </u>
調理																		Ì
事務																		 [
																		i
																		- I

⁽注) 1 勤務形態別勤務日数の各欄には、各勤務形態別に勤務した日数を個人別に集計して記載すること。 したがって、「計」欄と「休日数」欄の合計は28日(1か月単位の場合はその月の日数)となること。

^{2 「1}週あたり平均勤務時間数」欄は各勤務形態別の勤務日数にそれぞれの実稼動時間数を乗じて得た合計の1/4の時間数。 (1か月単位の場合は、合計をその月の日数で除し、7を乗じた時間数:小数点以下第2位を四捨五入)を記載すること。

		勤務の状況 : 通	帝教	月 · 体	: 月及	U ME	X	不用力	13																			(7	- 月	日分
	貴別	勤務形態	時																													
職種	氏名	動物が窓	-	7		8			9		1	0		11	1	12	13		14	15	16	1	17		18	8	19		20	0	21	
園長																																
主幹保教																																
保教1																																
保教2																																
保教3																																
保教4																																
保教5																																
保教6																																
保教7																																
保教8																																
保教9																																
保教10																																
保教11																																
保教12																																
保教13																																
保教14																																
保教15																																
辅助者1																																
辅助者2																																
補助者3																																
補助者4																																
調理																																
調理																																
調理																																
事務																																
			-	7		8			9		1	0		11	1	12	13		14	15	16	1	17		18	8	19		20	0	21	
時間帯別 教	教育及び保育従	事者実配置数(A)																														
		O歳																														
D± E	間帯別	1・2歳																														
何 各債	间带剂 園児数	3歳				L			Ш		L		╧															Ш				
# \psi		4・5歳																														
		計																														
		者配置必要数(B)																														
実西	配置数一必要数	枚 (A-B)																														
	日	課								<u>'</u>								'		•				<u> </u>		•	•			" "	•	
	業務内	容															<i>+</i> >吐胆															

- (注) 1 この表は、別表2-2で作成した4週間(または1か月)の勤務割当のうち、平日における最も平均的な時間割当日の勤務状況について記載すること。
 - 2 「日課」及び「業務内容」欄は、実際の日課及び業務内容を簡潔に記載すること。
 - 3 時間帯別教育及び保育従事者には、県基準条例附則に基づく特例に該当する職員を含むこと。

別表2-4(2)

職員の勤務状況

4(2) 時間帯による勤務の状況:**子育て支援事業ほか各実施事業用 (事業名:**) (年月日分) 職員別 勤務形態 職種 氏名 8 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 21 10 12 13 14 15 16 17 18 20 21 時間帯別 担当職員配置数 日 課 業務内容

- (注) 1 この表は、別表2-2で作成した4週間(または1か月)の勤務割当のうち、平日における最も平均的な時間割当日の勤務状況について記載すること。
 - 2 「日課」及び「業務内容」欄は、実際の日課及び業務内容を簡潔に記載すること。
 - 3 実施事業ごとに別葉で記載すること。

職員の状況

																,	(年	月	H	1
						勤続	年数			資格の有無		本俸月額	〔(日給·時間	開給)(円)	今年度4月	年休の	状況(日)	退職手当共済			
職種	氏 名	年齢	学歴	卒業年月	採用年月日	当該施設	他の旅	設	保育士	幼稚園 (更新講習含む)	その他	前年度4月	前年度3月	今年度4月	の等級	保有	取得	加入の有無		備考	
園長						年 月	年	月													
主幹保教						年 月	年	月													
保教1						年 月	年	月											İ		
保教2						年 月	年	月													
保教3						年 月	年	月													
保教4						年 月	年	月													
保教5						年 月	年	月											·		
保教6						年 月	年	月													
保教7						年 月	年	月											·		
保教8						年 月	年	月											·		
保教9						年 月	年	月											·		
保教10						年 月	年	月											·		
保教11						年 月	年	月											·		
保教12						年 月	年	月													
保教13						年 月	年	月											·		
保教14						年 月	年	月											·		
保教15						年 月	年	月											·		
補助者1						年 月	年	月											·		
補助者2						年 月	年	月											·		
補助者3						年 月	年	月													
補助者4						年 月	年	月											·		
調理						年 月	年	月													
調理						年 月	年	月													
調理						年 月	年	月													
事務						年 月	年	月													
						年 月	年	月											·		
						年 月	年	月													_
						年 月	年	月											I		_

- (注)1 この表は、前年度4月1日以降に勤務したすべての職員について記載すること。
- 2 記載は通常教育・保育及び延長保育担当者と子育て支援事業等担当者を区分して記載すること。
- 3 記載順位は、常勤職員、非常勤職員、退職者等、嘱託医の順とすること。人事異動や退職等により、現在勤務していない者は、氏名を()書きで該当欄に記載するとともに、 退職年月日及び退職理由等の参考事項を「備考」欄に記載すること。
- 4「勤続年数」欄は、当該施設における勤続年数を「当該施設」欄に記載し、当該施設以外の施設における勤続年数を「他の施設」欄に記載すること。
- 5「資格の有無」欄は、資格がある場合は「有」と記載し、資格がない場合は「無」と記載すること。
- 6 日給又は時間給の者については1日あたり平均勤務時間数及び1か月あたり平均勤務日数を「備考」欄に記載すること。
- 7「年休の状況」欄は、前年度1年間(年休付与月から1年間)の年次有給休暇保有日数(繰越日数+新規付与日数)を「保有」欄に記載し、所得した日数を「取得」欄に記載すること。
- 8「退職手当共済加入の有無」欄は、私立学校教員共済制度又は社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している場合は「有」と記載し、未加入の場合は「無」と記載すること。

職員の状況

職種			学歴	卒業年月	採用年月日	勤続年数			資格の有無			本俸月額 (日給·時間給) (円)				年休の	· 状況(日)		Я Б	1)
	氏 名	年齢				当該施設	他の施	i設	保育士	幼稚園 (更新講習含む)	その他	前年度4月			今年度4月 の等級	保有	取得	退職手当共済 加入の有無	備考	
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月					_							
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												
						年 月	年	月												

- (注)1 この表は、前年度4月1日以降に勤務したすべての職員について記載すること。
- 2 記載は通常教育・保育及び延長保育担当者と子育て支援事業等担当者を区分して記載すること。

年 月 日)

- 3 記載順位は、常勤職員、非常勤職員、退職者等、嘱託医の順とすること。人事異動や退職等により、現在勤務していない者は、氏名を()書きで該当欄に記載するとともに、 退職年月日及び退職理由等の参考事項を「備考」欄に記載すること。
- 4「勤続年数」欄は、当該施設における勤続年数を「当該施設」欄に記載し、当該施設以外の施設における勤続年数を「他の施設」欄に記載すること。
- 5「資格の有無」欄は、資格がある場合は「有」と記載し、資格がない場合は「無」と記載すること。
- 6 日給又は時間給の者については1日あたり平均勤務時間数及び1か月あたり平均勤務日数を「備考」欄に記載すること。
- 7「年休の状況」欄は、前年度1年間(年休付与月から1年間)の年次有給休暇保有日数(繰越日数+新規付与日数)を「保有」欄に記載し、所得した日数を「取得」欄に記載すること。
- 8「退職手当共済加入の有無」欄は、私立学校教員共済制度又は社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している場合は「有」と記載し、未加入の場合は「無」と記載すること。